

平成29年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第2号)

平成29年12月7日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
14番	関悦子君		

欠席議員(1名)

13番 小林正子君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	三輪茂君	健康福祉課長補佐	林かおる君

産業振興課長	竹 内 節 夫 君	産業振興課長 補 佐	富 岡 広 記 君
建設水道課長	畔 上 敏 春 君	教 育 次 長	池 田 清 人 君
監 査 委 員	畔 上 洋 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山 崎 博 雄	書 記	小 松 文 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

3番、富岡信男議員から、都合により早退する旨の届け出がありました。13番、小林正子議員から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従いまして、順次質問を許可いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 最初に、10番、渡辺建次議員。

〔10番 渡辺建次君登壇〕

○10番（渡辺建次君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして順次質問します。

第1問目、財政硬直化の要因と行政サービスに及ぼす影響についてです。

平成28年度普通会計の財政指標で、財政の弾力性を示す経常収支比率が89.8%、前年度は87.2%となっています。経常収支比率とは地方財政のエンゲル係数とも呼ばれ、投資へのゆとり度を示すものと言われていています。一般的には65%ないし75%が適正、75%ないし85%がやや弾力性を欠く、85%から95%は弾力性を欠く。もちろん100%になると硬直というふうになるわけですがけれども、小布施町は90%近くですので、硬直化、すなわち新たな投資的経費が少なく、ゆとりがないということになります。

1点目ですけれども、財政硬直化の要因を過去10年程度の経年分析を行うとともに、行政サービスに及ぼす影響について伺います。

2点目、財政硬直化を踏まえた上での平成30年度の予算編成方針について伺います。

3点目、インフラの整備を含めた中長期の財政政策の展望は。

4点目として、町民の判断材料として、既存の公共施設の縮小あるいは廃止対象となるものについてはどのように考えておられるか。行政改革の進捗状況、あるいは公共施設等管理計画を踏まえた中で伺います。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） おはようございます。

それでは、渡辺建次議員のご質問に、私のほうから答弁させていただきます。

まず、過去10年程度の経年分析を行うとともに、行政サービスに及ぼす影響ということでございます。

過去10年間の経常収支比率についてお答えいたします。

平成19年度が88.4%、20年度が88.1%、21年度が86.5%、22年度が86.3%、23年度が86.3%、24年度が90.0%、25年度が89.6%、26年度が89.7%、27年度が87.2%、28年度が

89.8%となっています。おおむね86から89%台で推移しています。

昭和44年に発行された自治省の財政局指導課編財政分析は、昭和42年度の経常収支比率について、都市部にあっては73.3%から89.3%の間に、町村にあっては67.7%から84.0%の間に分布している。少なくとも75%程度におさまることが妥当と考えられ、これが80%を超える場合は、その財政構造は弾力性を失いつつあると考えてよいと言及しています。同書は改訂されていますが、経常収支比率は75%が適当、80%を超えると硬直化との記述が引き継がれたことで、その見方が広く定着したものと考えています。

現在、経常収支比率は昭和40年代と比較すると大きく上昇しています。市町村の平均値で、昭和40年代後半は73%程度でしたが、平成14年度には87.4%、平成19年度には92.0%と最も悪化し、その後はやや下がったものの、平成26年度ではなお91.3%となっています。

昭和40年代と現在では地方自治体が優先的に取り組むべき施策が大きく異なっています。投資的経費に対する財政需要は全く異なっています。道路や河川改修等のインフラ整備も、学校など施設系もまだまだこれからの時代でした。その当時の財政運営上の課題は、経常一般財源のうち経常経費に投入する部分をできるだけ抑えて、投資的経費にできるだけ多くの財源を回すことでした。また、地方債の充当率も低い時代でした。昭和40年代は投資的経費に対する財政需要が今と比較にならないほど大きい中で、地方債の充当率が低いことが重なったことで、経常収支比率が低くなければ立ちいかない状況と言えました。

それに対して、現在では、経常収支比率は90%であることが直ちに財政逼迫を意味するとは言えないと考えています。現下の地方財政の状況では、投資的経費はかつてに比べて大きく抑制され、社会保障給付費が大きくなっています。臨時財政対策債の残高も大きくなり、その元利償還金もふえています。また、経常収支比率の算定で、近年では分母に臨時財政対策債を含めるようにしていますが、それは発行可能額ではなく、発行済み額であるため、当町においては起債残高等を考慮して、ここ数年満額発行をしてきませんでした。一般財源を節約し、実質公債費比率を抑える等、ある意味健全財政を進めてきたものと考えています。

このようなことから、経常収支比率が高くなってしまふことはやむを得ないことと認識しておりますが、日々変化を続ける社会情勢に的確に対応するために、引き続き経常収支比率の改善に努力してまいります。

現在の状況を踏まえると、ここ10年で弾力性を欠く状況に至ったとは考えていませんが、今後、扶助費や維持補修費等の経常的経費の増が進めば、その影響が出てくると考えられますので、影響が出ないように努めてまいります。今後とも限られた財源を有効に活用し、行

政サービスの低下を招かないよう、町総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョンに基づき、各種施策を進めてまいります。

次に、財政硬直化を踏まえた上での30年度の予算方針ということでございます。

先ほど申し上げましたが、当町の経常収支比率は全国並みに推移をしています。町民のニーズを的確に把握し、スピーディーに、また柔軟に対応ができる財政運営を行ってまいります。そのためには、費用対効果を考え、十分な成果が得られるよう事業を推進することが重要なことだと考えております。少子高齢化などによる扶助費を初めとする社会保障費の増加や、公共施設の老朽化対策等に係る歳出の増加が見込まれ、それらに対応するためには、事業費の効率的な執行に努め、経常的経費の一層の抑制を図る必要があります。

平成30年度予算編成は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする小布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられたビジョンを踏まえ、達成に向けた取り組みを具体化したものでなければならないと考えています。総合戦略の施策の方向、結婚、出産、子育て、環境づくり、暮らしの安心づくり、仕事づくり、人の流れづくり、わくわくする地域の魅力づくりの達成に向け、予算編成を行ってまいります。

具体的には、移住・定住促進事業にさらなる磨きをかけ、今年度に引き続き、子育て、教育環境の充実と支援、安心して暮らせる生活環境の整備、攻める農業への転換と支援に財源を優先的に配分し、将来にわたって効果的な施策が推進できるように事業を推進してまいります。

次に、3番目のインフラの整備を含めた中長期の財政政策の展望ということと、4番目の町民の判断材料としての既存の公共施設の維持、縮小あるいは廃止対象となるものについてということでございます。これについてはちょっとまとめて答弁させていただきます。

平成30年度では、公共施設等管理検討委員会、仮称ですが、を設置し、個別施設計画の原案を策定し、今後の施設のあり方について基本的な方向性を示してまいります。今後の人口推計、施設自体の必要性や複合化、集約化、用途変更などについてさまざまな視点から検討してまいります。既存施設の有効利用を図るため、他の用途への転換を図ったり、民間での運営が可能な施設については積極的に民間への譲渡を考えるなど、今後の方針を決定してまいります。

個別施設計画の原案を策定する中で、公共施設の維持、縮小、あるいは廃止対象と考える施設について町民の皆さんにもお示しし、ご意見をお聞きしてまいります。また、個別施設計画を策定する際に、今後の建物施設やインフラ施設の修繕等を含めた中長期の財政施策も

検討してまいります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、幾つか再質問をさせていただきますが、投資的経費を増加させるため、歳入をふやし、歳出を減らすことだと思いますけれども、歳入増加の見通し、将来の見通しはどうか。

2点目として、歳出削減として、以前総務省発表の地方行革指針に基づく職員削減とか民間委託の促進、補助金の改革や委託料の見直しなどを掲げた集中改革プランを踏まえた上でのお考えを伺います。

それから、公共施設の縮小、あるいは廃止する場合に、それまで利用されていた町民の皆さんに対する代替措置も考慮した上での縮小、あるいは廃止となるのかどうか伺います。

○議長（関 悦子君） 中條総務課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） 渡辺建次議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の投資的経費を今後やっていくために、歳入をふやす見通しはどうかということでございますが、これについては、予算編成の中での考え方としては、課税客体の適正な把握等、検討をいたしまして、できるだけ町税等をふやしていければというふうには考えておりますし、公共施設等の個別施設計画を立てる中でも、当然そういう修繕等が、いろいろ経費が出てくることございますので、その中でもあわせて、その歳入の増加の方法等も含めて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、歳出削減、これ集中改革プランということですが、今、予算編成の中で当然毎年やっていることなんですけれども、事業を縮小、あるいはこれをやめて新しい事業をできないかとか、そういう視点からも当然考えておりますし、先ほど申し上げた個別施設計画の策定の中でも、当然これから必要な施設、あるいは廃止する施設、民間委託の施設等出てくるわけでございますので、当然それもそういうものと連動して、例えば必要な経費を落とすといけるというような形になってくると思われまますので、その中であわせて検討していきたいというふうに思います。

それから、ちょっと3番目の再質問の関係ですが、ちょっと重複してしまって申しわけないんですけれども、その代替施設が必要かどうかということも、ちょっと今の時点では何もお答えできない面がございます。当然そういうものが要ということで判断であれば、そういうものを確保していかざるを得ないと思っておりますし、あるいは、もう本当に老朽化が進ん

で、もうこれやめていくんだということになりますと、その代替施設というものはちょっと検討をしないということの結論になるかと思います。

いずれにしても、来年度個別施設計画を策定する中で、その施設の方向性というものを示していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2点目に移りたいと思います。

祭り屋台2基を重要文化財に、岩松院天井絵を県宝に。

昨年、平成28年より、英国の大英博物館とロンドン大学のアジア・アフリカ研究学院は、大阪のあべのハルカス美術館、立命館大学アート・リサーチセンター、米国のフリーアアンドサックラー美術館の協力を得て、国際的な研究プロジェクト「北斎の晩年：思想、技術、社会」をスタートされたとのこと。

また、東京、上野の国立西洋美術館では「北斎とジャポニズム」、ジャポニズムというのは、主に19世紀後半から20世紀の初めにかけて、日本美術をヒントに新たな視覚表現を追求した欧米のさまざまな芸術の動向ということですが、その展覧会が来年、平成30年1月28日まで大々的に開催されています。

北斎の作品によって影響を受けたとされる西洋の芸術家として、ゴッホ、ゴッホ、このゴッホは、西洋近代の画家たちの中でも最大の日本マニアで、北斎について、弟に宛てた手紙の中で何度も言及しているとのこと。それからモネ、ある批評家は、モネは北斎の忠実なライバルという一文を書いていると。それからロートレック、スーラ、ガラス工芸で有名なガレ、セザンヌなどの超一流の名が挙げられています。世界の美術界に対する北斎の影響の大きさをうかがい知ることができます。

また、1998年、アメリカの「L I F E」というフォトジャーナル紙が、過去1,000年の間で最も重要な人物は誰かという調査を行い、上位100人のランキングを発表しております。その結果、1位はエジソン、2位はコロンブスなどアメリカにゆかりの偉人が上位を占める中、日本人では唯一葛飾北斎が選出されています。そして、そこにはエドガー・ドガの、「北斎は浮世絵の絵師たちのうちの一人にすぎないのではない。彼自身が一つの島であり、大陸であり、世界全体なのだ」という言葉が添えられ、いかに西洋美術に対し多大な影響を与えたかということ物語っています。

北斎74歳のときの「富嶽百景」の跋文、これは後書きのことですが、後書きに次のような

ことが述べられています。70歳までに描いたものなど取るに足りないものばかりだ。73歳になって生き物の骨格や草花の成り立ちを幾らかは悟った。80歳になるころにはもう少し私も進歩するだろう。そして、90歳になるころには奥義をきわめ、100歳になったら神業の域に達するであろうと。

祭り屋台は86歳ごろ、岩松院の天井絵は88歳ごろの最晩年の作品だと言われています。89歳で亡くなる寸前の、まさに奥義をきわめた北斎芸術の集大成である3作品と言えます。

東町、上町の祭り屋台2基が県宝に指定された経緯について伺います。上町の祭り屋台の天井絵、怒涛図、男浪と女浪は86歳のときの作品とされ、飾り人形、皇孫勝と大龍は北斎がプロデュースした唯一の立体造形であると言われています。天井絵の完成に1年、飾り人形の完成までには3年を費やしたとのこと。画材は並であっても芸術的価値は並ではないと思われま。そして、なぜ国の重要文化財の指定にならないのか。県宝になったときの歴史的価値、芸術的価値、学術的価値、それぞれの見地からの検討はどのようになされたのでしょうか。今後、重要文化財の指定を受けるためにはどうすればよいのでしょうか。

次に、岩松院に関してですけれども、岩松院本堂天井絵が町宝に指定された経緯と、県宝あるいは重要文化財に指定されていないのはなぜでしょうか。1と同様に、当時の歴史的、芸術的、学術的観点より伺います。

岩松院天井絵八方睨み鳳凰図は、多方面からの研究によると、色使いや構図は北斎作に間違いなとか。しかし、周囲の金砂子の部分に1カ所絵皿を置いたと思われる痕跡が残っており、このことから推測して、北斎は鳳凰の全体像と顔の部分だけを描き、あとは娘のお栄、応為らに任せ、彩色には近隣の絵師たちが参加したという説が有力視されています。とはいえ、色使いと構図が北斎作であるなら、北斎最晩年の傑作と言っていいのではないのでしょうか。畳21畳の広さを持つ天井絵を見上げた瞬間、ほーと声を挙げる人もいるとか。そう、画材を説明する前に鳥の名前を、すなわち鳳凰を叫んでしまうくらいのインパクトがあるわけです。県宝あるいは重要文化財の指定を受けるためにはどうすればよいのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） おはようございます。

それでは、渡辺議員のご質問、北斎館の祭り屋台2基と岩松院のご質問でございますが、最初に、祭り屋台、上町、東町の2基の県宝に指定された経緯と、なぜ重要文化財、これは国宝も含んでのことかと思いますが、指定にならないのかということでご質問でございます。

まず、国の重要文化財、重文と言われているものですが、日本に所在する建造物、美術工芸品、その他歴史的な資料など、有形文化財のうち、歴史上、芸術上価値の高いもの、学術的に高いものを文化財保護法に基づきまして日本国政府が指定した文化財でございます。また、国宝はこれらの重文の中でも特に価値の高いものであり、世界的に価値があると判断された後に文部科学大臣によって認定されるものです。どちらも重点的な保護の対象ということになるわけであります。

ちなみに、指定の数ですけれども、重要文化財につきましては、美術工芸品では1万388件、絵画におきましては1,969件、そのほか建築物、彫刻、いろいろあるわけですが、国宝に至りましては、美術工芸品は866件、絵画は158件という現状でございます。

祭り屋台2基が県宝に指定された経緯でありますけれども、まず、昭和47年11月30日付で東町自治会所有の祭り屋台天井絵、龍図、鳳凰図2枚、それと上町自治会所有の祭り屋台天井絵、これは浪図ですね、2枚が小布施町指定文化財として町宝に指定をされました。その後、昭和48年1月に当時の文化長官宛てに、重要文化財、国宝を含めて指定の申請を行っておりますが、その同年2月に文化庁の文化財保護部長より不採択の通知がありました。当時の記録も残っております。

当時の不採択の理由といたしましては、北斎の肉筆画は非常に数が多く、現在まで重要文化財の指定は一件もない状況であること。これは今も変わりございません。それから、もう一点、北斎の作品については今後調査を行い、調査終了の時点で重要文化財の指定の可否について検討を行わなければならない。そのほか、北斎画は海外に名品が多く流出しているので、海外のものとは見比べた上で、全作品から代表作を選出する必要があること。これらの理由から直ちに指定を考えることは無理で、作業に相当の時間がかかるという見解を示しております。

また、さらに、本件は既に国外、国内の北斎展に出品の際、専門家等による調査を行っております。様式的には北斎と考えられているわけでありまして、個々の作品に落款、印章などが見られないことや、確実な記録も存在していないと。専門家によっては、今議員もおっしゃられましたが、合作説を唱えられておると。北斎肉筆画の代表作として国宝や重要文化財に指定を考えることは、現段階では極めて困難であるというふうに文書によりまして結んでおります。よって、採択に至らなかったという経過がございます。

その後、長野県におきましては、昭和52年2月に長野県のほうの有形民俗資料の申請を行いまして、2年後の昭和54年12月17日、祭り屋台2基については、北斎の天井画を持つ祭り

屋台として、屋台全体がですが長野県宝の指定を受けました。

したがって、このような経過もありまして、現在のところ、国の国宝や重要文化財の指定につきましては、先ほど申し上げました国の見解から申し上げますと難しいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2番目の岩松院の本堂天井絵が町宝に指定された経緯でございますが、昭和48年2月20日付で岩松院所有の鳳凰図が小布施町指定文化財として町宝に指定をされました。その後、今から十数年前であろうかと思っておりますが、県の県宝の有力な候補になったと、県の文化財保護審議委員と県と一緒に下見等の実施をいただきました。その時点では、しかしながら指定において全ての条件に至りませんで、県宝にはならなかったという経過があります。

いずれにしても、県宝の申請は、所有者はもちろんです、地域の皆様のご理解、ご意向なども尊重して、今後積極的に働きかけや機運を高めてまいりたいというふうを考えますので、ご理解をよろしくお願ひしたいかと思っております。

また、国宝や重要文化財の指定によりましては、先ほど答弁させていただいたとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議員のご質問にはありましたが、11月27日に大英博物館と大阪市のあべのハルカス美術館で開かれた展覧会が終わりまして、北斎館が貸し出していた怒涛図などの作品14点が同館に戻ってまいりました。大英博物館では約15万人、大阪では予想の倍を上回る26万6,000人の方が訪れ、大盛況であったというふうにお聞きをしております。

また、このほか、東京や愛知でも北斎関連の展覧会が開催され、今まさに北斎ブームが起きているというふうに思います。そのような背景もあり、北斎館におきましても9月から入館者が増加傾向にあるというふうにお聞きをしております。

いずれにいたしましても、小布施町に残された北斎の作品は、作品そのものに日本の文化的伝統と高い技術、芸術性があることは世界が認めているところであり、歴史的価値、芸術的価値、学術的な価値、全ての見地において国宝に見劣りするものはないというふうに考えるわけでありまして。

町としましても、教育委員会としましても、今後北斎館等と協力をしまして、さらに晩年の小布施での北斎の活躍や作品の魅力等を検証、見直ししまして、内外に発信してまいりたい所存でございます。と同時に、この現在北斎のブームのチャンスに、改めて町内の作品の評価を高め、国・県等へ指定文化財としての要望を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、再質問を幾つか。

国の調査が昭和48年といいますか、その調査、その後どの程度やられているのか、その進捗状況。同じく岩松院の天井絵についても県宝の指定にならなかったということですが、その調査の状況ですね、なぜならなかったのか、その基準はどのあたりにあるのか。

それから、小布施町の文化財保護審議会の委員の方ほどのような方々がなられておられるのか。

それから、文化財に対するその調査研究という現在の状況、どんなふうに行われているのか。

それから、海外の名品は名品として、最晩年の作品ということ。それから、北斎本人も、70歳代は取るに足らない作品だと、主観的なものですが、客観的な標準はまた別でしょうけれども、そういう観点から、ぜひその重要文化財、あるいは県宝にしてもらいたいとした場合に、相当程度期間がかかると言われていますけれども、どの程度の期間だとお考えになっているか、現時点で。

それから、小布施町の3作品の同年代以上、いわゆる晩年の作品ですね、それは世界、そして日本にどの程度存在しているとお考えか。

それから、町宝、県宝、重要文化財、国宝、形式的な面は違いますけれども、実質的な相違点というのはどのようなものなのか。

最後に、重要文化財とか県宝にさせていただくために、町民が何か協力できるものがあるかどうか。

以上お願いします。

○議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ちょっとたくさん話されたので、漏れがあったらまたご指摘いただきたいと思いますけれども、まず、小布施町に最晩年に残された作品そのものなんですけれども、これはもう真贋とか、あれがないとか、いろいろ言われておりますけれども、これはもう類いまれな素描、それから西洋の遠近感等を駆使して創作されたその世界観、これは、絵そのものにもう既に世界の巨匠、それから世界の専門家が認めたところでございます。

ですので、もうそれこそ日本の宝として私どもは自信をもって国のほうへ、あるいは県の

ほうへ、日本の文化の象徴として北斎の作品を申請するわけなんですけれども、非常に重文、特に国のほうでいいますと、先ほど申し上げました北斎は一点もないと。それから浮世絵も一点も指定をされていないわけでありまして。これは北斎だけでなく、広重、国芳、こういった世界でも名前が知れている作家の浮世絵、それ自体も指定の物件に入っていないと。これは本当の推測の域を出ないんですけれども、美術史界というんですか、学会ですか、そういうところでの見解としますと、江戸後期、幕末にかけてぐらいの時代のものは、長い絵画の歴史から見ますとまだまだ最近のことなんだと思います。

先ほど議員が申し上げられましたゴッホ、セザンヌ等々に大きな影響を与えたというのも、長い歴史の中で見ますとごく最近のことでありまして、そういった理解がもう少し進まなければ、そういった江戸の絵画等の指定にはなかなかまだ至らないというような現況があるかと思えます。

今、指定されている物件を見ますと、江戸のは10点を超えたぐらいの作品しか指定をされておらず、ほとんどは平安、鎌倉、あるいはそれ以前の作品でありまして、もちろん中には誰が描いたものかもわからないものもたくさん、そのほうが多いわけでありまして。

それと、もう一つ、やはり幕府なり政府が抱えておりました画家、狩野派、あるいは琳派、尾形光琳とか、そういったものについては指定をされておるところを見ると、まだまだ国のそういった近年におきます絵画に対する研究というものが進んでいないというふうを感じるわけで、そういったことをぜひ小布施町のほうから要望をして、機運を高めてまいりたいと。ここ一、二年、江戸の絵画を国のほうでも見直しをされているというようなこともお聞きをしております。今後そういった面では非常に有望じゃないかなというふうに考えております。

町ではこの江戸の絵画、それから去年は若冲、ことしはまた北斎といった流れできておりますので、たまたま北斎館のほうも、江戸の絵画の専門であります安村館長が就任していただいておりますので、そういったお知恵をかりたり、町民の皆さんに学習する場面を教育委員会でも設けてまいりたいというふうに考えておりまして、機運を高めてまいりたいというふうに考えます。

結局、県宝につきましてもほぼ国の見解と同じようなことで、なかなか全部が出そろわないと、一部のものについての判断がしづらいということがあろうかと思えます。それともう一つ、そういう機運の中で高めていかなければならないのは本人の、所有者ですね、その理解も進まないとなかなか難しい。総合的にそこも判断されますので、そういった理解も深めてまいりたいというふうに考えます。

町宝、県宝、国宝と段階的に重要度というのは高いものと思われませんが、まず町でしっかりそれを研究しまして、町宝等の文化財審議委員8名おりますが、その中でピックアップをして、自分たちで判断できないものは専門家等に依頼して活動を続けておりますので、絵画、北斎の作品につきましても、そういった文化財審議委員の皆さん方の観点からまたいろいろご意見をお聞きして、指定のほうも進めていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いたします。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） 余り深くはあれしないんですけれども、一点だけ、所有者の理解も大事だとおっしゃいましたけれども、具体的にはどういうことでしょうか。

○議長（関悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 県宝にしる、町宝ももちろんそうなんです、要するに公の宝になります。文化財保護法では、それをしっかり維持していくのは、それは県宝、国宝なんですけれども、その文化財所有者が責任を持って維持していくことが明確に述べられています。それが困難なものに対しましては補助金とかいろいろあるわけなんですけれども、そういった面で、やはり所有者が持ち切れないといいますか、そういった保護、管理が十分できるかどうかということにやはり不安があるかと思えます。そういったことも含めて、指定の際には所有者の十分な承諾というものが必要になってくるわけでありまして、その部分に、持っておられる所有者がしっかり対応していただける回答をしていただかないと指定がなされないということになりますので、そういった支援を含めて、理解も含めて、町のほうで機運を高めるということはそういうことも含んでおるといふふうに考えております。

○議長（関悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（関悦子君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 通告に基づき質問を行います。

長野県森林づくり県民税、略称森林税と本町との結びつきについて伺います。

森林は、木材など林産物の供給だけでなく、土砂災害や洪水を防ぎ、清らかな水や空気を

育み、私たちの心を癒やしてくれるなど、私たちが生きる環境を守るために、さまざまな役割を果たし、たくさんの恵みをもたらしてくれています。これを金額に換算しますと、私たち1人年間約140万円もの恩恵を受けていると試算されています。

長野県では、戦後一斉に植えられた人工林の8割が、この先10年のうちに間伐などの手入れが必要な時期を迎えています。木材価格の低迷、林業の採算性の悪化、まきや炭のエネルギー利用の減少等により森林と人との結びつきが途切れ、森林の手入れが行われずに森林の機能が低下し、私たちの安全・安心な暮らしへの影響が懸念されています。

先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなが森林づくりを支える仕組みとして、特に間伐などの森林整備を集中的に行う財源として、村井 仁前知事が平成20年に長野県森林づくり県民税を導入し、平成24年までの5年間で第1期、阿部守一現知事も継続して平成25年から平成29年の5年間実施し、来年の3月末に2期目の課税期間が終わります。県は来年度以降も5年間継続するための条例改正を今県議会に提出しています。森林の恩恵は国民全体、また県民全体に及ぶため、この県民税導入について5年間継続することについては、私は異存がありません。

個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方で、県民の約半数、約109万人が対象とされています。また、超課税額が年額500円です。税込規模として個人の県民税では約5億4,000万円、法人は資本金などに応じて1,000円から4万円を超過課税され、その金額は約1億3,000万円、合わせると約6億7,000万円の税込規模でこの森林整備を行っているということになっています。個人の税込方法は、住民税が給与から特別徴収される方はその中に含まれ、それ以外の方は市町村から送付された納税通知書により納付されています。

現在、本町の県民税の均等割は2,000円になっております。そのうち500円は長野県森林づくり県民税として、みんなで支えるふるさとの森林づくりのために負担していただいております。この2,000円の均等割の税額は、東日本大震災の集中復興期間に地方自治体が緊急に実施する防災、減災施策の財源を確保するため、平成26年度から10年間、標準税率1,000円に500円加算されています。また、県内の森林整備を目的に、平成20年度から平成29年度までの間、長野県森林づくり県民税として超過課税され、500円が課税されまして、合計2,000円になっています。

本町唯一の山として雁田山があり、小学校の登山や町民のハイキングなど、多くの皆さんに親しまれ、心の奥底に忘れることのできないふるさとの大切な山です。雁田山も平成17年

度から松くい虫による松枯れの被害、平成24年度からはカシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害が顕著になり、哀れな姿を見るにつけ心が痛められます。被害の拡大を防ぐため、燻蒸処理、破碎処理で被害木の伐採駆除処理を行っておりますが、本町における森林税の現状、また、県から森林づくり推進支援金をいただいておりますが、その推移と動向、そして現在雁田山の被害状況についてお伺いをしたいと思います。

質問事項で、1番目の質問の中で、ちょっと訂正をしていただきたいと思います。長野県森林づくり県民税の明記は裏面にしかなくというふうをお願いしたいと思います。明記はありましたので、大変申しわけございませんでした。

県民税均等割2,000円で、納付書には、表には均等割2,000円という明記しかございません。ただ、裏面には、長野県森林づくり県民税1人500円という形でこの500円の記載が明記されていますが、なかなかこの森林税の意義というものを表に明記しないと、その意識が醸成されないのではないかということで、そのご見解をお聞きしたいと思います。

次に、先ほども申し上げましたが、県民税の均等割を納付されている方が森林の500円の納税者ということですので、本町の森林納税者数の方がどのくらいおいでになるのかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、3番目に、森林は国有林と公有林と私有林というふうに分類ができるかと思いますが、雁田山は多分公有林と私有林の対応になっていると思いますが、その割合につきましてお聞きをしたいと思います。

それから、4番目といたしまして、森林づくり支援金は平成20年度から行っておりますが、私有林も対象に、本来私有林というのはみずからが行うべきものだというふうには考えますが、その辺の私有林、公有林、国有林等の関係で、どのような森林づくり支援金を考えておられるのか。また、過去10年間この小布施町にとってどのような形でこの支援金等の支援をいただいておりますのか。また、本町の対応はどうだったのかお聞きしたいと思います。

それから、非常に今中央道、高速を走っていても、筑北の村のところは本当に真っ赤な姿が目には焼きつきます。そんなような状況の中で、非常にまたこの松枯れとかナラ枯れがふえてきているのではないかと思います。今年度の本町の被害状況につきましてお聞きをしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） それでは、ただいまの森林づくり県民税と本町の結びつきと

いうことでお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の納税通知への明記から意識の醸成というご指摘でございますけれども、これは議員からご指摘ございましたように、現在、町の住民税の納税通知書には表面に税額を記載しております、裏面に町民税、それから県民税の賦課にかかわる根拠、あるいはその納税方法等を記載してございます。

ここで、表面に明記がなくて、意識の醸成がちょっと弱いのではないかとというご指摘でございますけれども、そういった場所の問題もあるかもしれませんが、現状町としましては、納税通知の裏面を使ってこの税を納めていただくことの大切さ、そういったものを周知してございますので、これをご利用いただく皆さん、納税される皆さん方の個人の捉えという中でお願いをしているという現状でございます。

それから、2番目の今年度の森林税の納税者数でございますが、これは現在、町内では5,572名の方に県民税均等割を納めていただいております。

それから、3番目の雁田山の公有林と私有林の割合ということでありますけれども、森林につきましてはその所有者の観点から国有林と民有林に分けられます。町内に国有林はございませんので、雁田山は全て民有林となります。そして、その民有林なんですけれども、これは都道府県や市町村、あるいは財産区の所有する公有林と、それから一般個人の皆さん、あるいは企業が保有します私有林に分かれます。

雁田山の割合でございますけれども、現在、雁田山では森林簿のデータでいきますと257.3ヘクタールの森林面積を持っていて、このうち町が持っています公有林が2.46ヘクタールということで、約1%が公有林、割合を示しまして、残る99%、254.84ヘクタールになりますが、これが全て私有林という扱いとなっております。

それから、森林づくり推進支援金、これは私有林も対象になるのかと。また、過去この県民税が導入されてからの町への具体的な支援ということでありますけれども、森林づくり推進支援金は、長野県における森林税を活用した3つの柱に対応する10ある事業のうちの一つで、主にその地域の実情や固有の課題などに対応するための事業の一つと位置づけられております。

現在町ではこの事業を活用しまして、野生鳥獣とのすみ分けを図るための里山緩衝帯整備事業、それから良好な森林づくりへの参加を促すという啓発事業としまして行われています。間伐材を利用した木製ベンチ、この製作事業、それから、これは平地林、雁田山ではなくて平地にある林が対象になるんですけれども、松くい虫、これの被害木の伐倒駆除事業、これ

を現在、先ほど申しあげました森林づくり推進支援金を活用した事業として導入してございます。

これら事業につきましては私有林が対象になるということから、現在、先ほど申しあげました1%ある公有林も含めて、雁田山においては松くいを除きまして全てがその事業対象として活用してございます。

それから、このほか平成26年度ですけれども、森林に親しむと申しますか、森林に対する啓発としまして、人材づくりという事業がございまして、平成26年に木育事業といったものを導入してございます。

それで、過去10年間の実績ですけれども、森林づくり推進支援金に関しましては、この森林税が導入された平成20年度を除きまして、21年度から今年度まで毎年事業実施をございまして、これまで400万円ほどが町に財源として配分されてございます。また、26年度に実施した木育推進事業につきましては50万円ということで、直接町が事業主体として行った事業のうち森林税が財源になったものにつきましては、450万円が過去において今年度も含めて配分されております。

また、このほかに、長野森林組合が事業主体として行う事業のうち、その町内にある山林、これを対象にしまして行われます切り捨て間伐事業といったものがございまして、こちらにつきましては、みんなで支える里山整備事業とされまして、これまで300万円余が財源として、町内の間伐事業に財源として配分されたと伺ってございます。

また、このほか、来年1月13日でございますけれども、公益財団法人長野県緑の基金によります緑化推進事業の一環としまして、伊勢神宮における式年遷宮を題材とした映画、これが町内で上映される予定でございまして、こちらのほうも、この映画の上映に関する経費につきましても森林税が財源として配分されておると。ちょっと額については聞き及んでいませんが、そういったものも聞いております。

そういった形で、町あるいは他の団体の事業を通して町内に財源としてこれまで支援が行われているという実態でございます。

それから、最後の今年度の松枯れ、ナラ枯れの被害状況ということですが、これ先ほど申しあげましたように、雁田山における松枯れ、それからナラ枯れ対策事業につきましては、町では国庫を財源にした事業を入れて行ってきております。今年度この国の事業内示がおくれまして、現在実は伐倒作業を行っておりまして、まだ最終的な被害量の確定には至っておりません。このため、発注ベースの数字ということでご理解いただきたいんですが、

今年度、松枯れにつきましては約61立方メートル、前年比約60%。それから、ナラ枯れに関しましては15立方メートル、前年比約46%の発注となっております。これはこれまでずっと継続した取り組みによりまして、雁田山全体の松やナラの木が減少していること、それから、実際に作業員が徒歩で登坂しまして作業が行える場所といったものも非常に限られてきておるといふようなことから、前年に比べましては約半数近い数字として今年度予定をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 1点目の納付書の関係なんです、ちょっと私もこれ持ってきているんですが、大体人間というのは表しか大体見ないんじゃないかなというふうに思うんです。この後ろを見るというのは、なかなか納付者としてここまで見られる方も多分おいでになると思うんですが、やはり超過課税であるということがやはり重要ではないかなというふうに私自身思いますもので、この均等割の欄は別に変える必要はないんですが、その下に米印か何かで、下にちょこっとスペースがありますもので、この米印の二線の中にこの森林税が含まれていますという明細をしていただければいいのではないかとということで、お考えをいただければということでご提案をさせていただきたいと思います。

それと、今、被害を、なかなかこれ雁田山も歩いて被害を状況を把握するというのは非常に難しいかなということはあるんです。それで多分、今松くい虫とナラ枯れは国のほうの事業で対応しているということで、それで現在、前年比、松くいの対策では約60%、ナラ枯れでは46%の作業をするということなんです、現実にはもっと多くの被害が発生しているのではないかなと。それはこれからどういう形で被害把握をしていくのか、やはりきちんとした被害把握をした上で防災計画を立てないと、ただ一時的な防除体制で終わってしまうのではないかなというふうに感じますので、その点につきましても十分町として対応していくべきではないかなと思います。

それと、今、町では緩衝帯整備事業、これは雁田の自治会の皆さんに特にお世話になっている事業だと思います。それと、木製ベンチ作成事業、そしてこの平地における松くい虫対策ということで、この平地における松くい虫対策と、いわゆる山における松くい虫対策との相違点というのはどこにあるのか、お聞きをしたいかなというふうに思います。

それと、今、私たちが小さいころは、雁田山といいますと物見の岩とか姥の岩とかといってここから見えた記憶があつて、それがまた新たな雁田山への愛着というのがあつた気がす

るんです。それで、今みんなその稜線、尾根のところが大きい木になってきまして、なかなか石も隠れてしまうというような状況で、それがこの森林組合の今ご説明いただいた切り捨て間伐事業の対象として、再度稜線を町から見られる体制の事業として取り扱うことができないのかどうか、ご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいま4点の再質問をいただいたかと思いますが、最初の納付書につきまして以外、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、松くい虫、それからカシノナガキクイムシの被害の防災といえますか、事前の手当てというご質問かと思うんですけれども、こちらに関しましては、いずれもこういった松枯れ、あるいはナラ枯れ、これが発生する仕組みといったものが、虫による木の食害といったものが要因となっております、これを水際対策といえますか、虫が木に入らないようにするといったことが非常に大切であるということで、何点かの対応策が図られております。

このことにつきましては、今年度たしか小林正子議員からも同様のご質問をいただいた際にご答弁申し上げさせていただきましたけれども、防除という観点からやるとなると、やはり山林全体への農薬の散布、要は虫を媒介する、例えば松枯れでいきますと、マツノザイセンチュウを運ぶというマツノマダラカミキリ、こういった虫を殺処分するということが防除としては最も有効だと言われておりますけれども、これをするには山林全体に農薬を散布する必要がありますということで、莫大な費用がかかっております。

といったことから、町としましては、現在、松くいに被害に遭った木から、翌年マツノザイセンチュウをまた新しい木に運ぶという、そのマツノマダラカミキリがあるわけなんですけれども、そういったこと、被害を受けた木、これを伐倒して燻蒸殺処分、農薬処分することによって虫のほかの木への移りを少なくするんだという対策としまして、現在の被害木の伐倒処分といったものを行ってございますので、そのことにつきましては、山林の所有者の皆さん、あるいはその山林から生まれる経済性といったものを、これに対して、ではその費用対効果という面からその処分方法はいかがかということで、過去より今も行っておる、伐倒駆除を行っておるということでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、森林づくり推進事業のうちの松くい被害、これの森林と平地林の作業の違いは何かということなんです、山林につきましては、伐倒した場所において材を輪切りにしまして、ビニールで被覆した中に農薬、殺虫剤を投入するという燻蒸処理を行っております。

要するに、その木をその場所において処分しているという作業なんです、平地林につきましてはその場に捨て置くということがなかなかできません。ですので、平地林で伐倒した材につきましては、裁断した上でほかの場所に、処分できる場所に移動をさせております。そうしたことから、その移動費といった部分が実際に作業として加算されてきておるといところで、その作業の違いといったものが出ております。

それから、最後、雁田山のその名所付近におけるハイキングコースそのものと捉えてよろしいかと思いますが、その整備といったものでございますけれども、これ県もそういったこと、ただいま議員ご指摘いただいたような里山の整備、これをなかなか所有されている皆さんの手が入りにくくなっている状況の中で、やはり何とか県民全体の財産である森林を整備しなくてはならないという目的でこの森林税が導入されておるわけなんですけれども、なかなかやはり優先順位といったものがありまして、木材、材として活用できる植林の行われた林であるとか、そういったところが優先的に県下で行われておるといような状況でございます。そういう中で雑木林といいますか、そういったところまでなかなか県としても、町としてもなんですけれども、手が入りにくいという状況は否めないというふうに思っております。

そういう中で、ただ町としましても、やはりハイキングコース、これは町民の皆さん、あるいは町外からお越しになる皆さんにも親しんでいただく、自然に触れていただく貴重な財産であるというふうに捉えておりますので、何とかこのハイキングコース全ては無理にしろ、ただいまご指摘のありました姥石ですとか物見岩ですとか、そういう町の眺望景観が楽しめるような場所について、森林税に限らず何か整備できるものがないかということにつきましては、今後至急検討といいますか、探してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、最初の納付書の件についてお答え申し上げます。

そもそも納税通知書は、地方税法の中でその役割というものが規定されております。その賦課の根拠となった法律及び地方公共団体の条例の規定、納税者の住所、氏名、課税標準額、税率、税額、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合においてとられるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書ということであります。つまり、今回の森林税のいわゆる用途ですとか、あるいは啓発ですとか、そういったものについては記載は自由という形というふうに捉えております。

そのようなことを踏まえて、では納付書を使う人はどのぐらいいられるのかということ、いわゆる普通徴収と言われるものはほぼ40%という内容であります。また、この県税を導入するに当たりまして、いわゆるこれは県税ですので、いわゆる町民税とあわせて徴収するように地方税法で定めておりますけれども、県税であります。県が導入するに際して、いわゆる県の考え方とすれば、いわゆる徴収に関してはその上乘せをしてやるんだけれども、いわゆるそういった目的、あるいは啓発については林務のほうで、いわゆる使う側でやりますということをおっしゃっております。

また、実際に、とはいいいながら、この記載がここに納付書にあるということで、では、表面のどこに記載するかということでもありますけれども、ほぼこの記載する、いわゆるもともと印刷してあったところにコンピューターで印字をして納付書をつくるわけなんです、それが動くようであると余計な費用が発生してしまいますので、それはちょっと避けたいなということでもあります。

この手元にもあるんですが、この中でどこかうまく印刷の部分として加えられるかどうかというところを、ちょっと検討してまいりたいなというふうに思います。

○議長（関 悦子君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

犬のふん被害への対応強化をということで質問させていただきます。

小布施町は観光地でもあり、町外から観光を含めて多くのお客様が小布施には訪れてくださいます。まちづくりで有名な小布施町は景観にも非常に気を配っていて、美しい町並みにしていこうという気概が大変すばらしいと感じております。

しかし、犬のふんが道路や歩道に放置されていると、たび重なる苦情を町民の方から伺う機会が多いのが現状です。苦情というかお叱りというか、そういう形なんです、お伺いすることが多々ありました。いろいろなことがある中で、非常に形に見えないところではあるんですが、このあたりが非常に重要ではないかということで今回質問させていただいており

ます。きれいで住みやすい小布施町であるために、犬のふんの被害への対応を強化していくべきだと考えております。

具体的には、京都府宇治市で取り組んで成功したというイエローチョーク作戦というものが参考になると思われまます。このあたりも含めてなんですが、小布施町として今後どのように対応していくのが望ましいと考えているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長（三輪 茂君） それでは、小西議員のご質問にお答えをいたします。

町に寄せられます犬のふんについての苦情や相談は余り多くありませんが、ふんの放置はあるものと認識をしております。小西議員には、例えば駅前ですとか小学校周辺にふんが多いとの相談があるとのことですが、たまたま町へ連絡がないだけで、実際にはふんでお困りの方が多いのではないかと思っております。

犬のふんにつきましては、小布施町廃棄物の不法投棄の防止に関する条例第9条に飼い主の遵守事項がうたわれております。1つ目としまして、飼い犬の所有者は、飼い犬を屋外で運動させる場合には、飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。また、公共の場所及び他人の土地等を飼い犬のふんで汚したときには、飼い主は直ちに適正な処置を行うことと定めております。この点も踏まえまして、引き続き同報無線や町報などを通じまして、犬を飼っている皆さんにこのことを守っていただきますよう広報をしまいたします。

また、この条例では、調査、勧告、命令、公表ができることとされておりますので、ふんを放置した飼い主が特定された場合には、厳正に事務手続を進めてまいります。

しかし、道路などに放置されたふんの飼い主を特定することは難しく、小西議員ご提案の宇治市で取り組んでいるイエローチョーク作戦も参考にさせていただきたいと思っております。イエローチョーク作戦は、道路などに目立つ色でふんを囲い、日時を残すもので、ふんを放置した飼い主に、困っている人や迷惑をこうむっている人がいることをお伝えする方法として有効であり、各地から問い合わせや視察が相次いでいるとのこととあります。

町でもふんの被害が多いエリアを設定し、住民の皆さんのご協力をいただく中で、取り組みができないか検討してまいりたいと思っております。

犬の登録頭数は年々減少しておりますが、依然として一部の飼い主によるモラルの欠如やマナー違反が後を絶ちません。先ほどの宇治市の事例を初め、各市町村の取り組みなども参考にしながら、自分たちの地域は自分たちできれいにしていくための取り組みを進めてまい

りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁いただきました内容に基づきまして、再質問させていただきます。

3点あるわけですが、1点目は、余りないのかなということで、先ほどのお話しいただいたように、それほど苦情は入っていないのかもしれないんですが、先月、町内の町なかをちょっと巡回というか、見せていただきまして、多数の証拠となる写真というか、残っているものを撮影しました。やはり農村の地区であれば見えなくなってしまう、畑があるとか土があるとか、川があつてしまつたりとか、いろいろそういうことだと思ふんですが、町なかではやはりアスファルトに囲われておりまして、如実に残るといふ状況になっているんだということが、私の実際の視察でも確認することができました。なので、実際にある程度被害の連絡というものは、やはりそんなにすることはないのかもしれないんですが、残っているという現状があるのではないかというのが1点です。

2点目については、景観がすばらしいということで、小布施町非常にまちづくりで有名になっているわけなんですけれども、ふんの心理的インパクトが非常に割と大きいものがありまして、自分に置きかえてみれば皆さんおわかりいただけると思ふんですけれども、すばらしい景色や風景を見た後に残るふんのイメージが大き過ぎて、やはり心理的に後々残っていくということがあります。そういった意味では、長い目で見るとやはり小布施町のイメージ、そのときつくれるよいイメージがやはりダウンしてしまうなんていうことがあるので、こういったところを外の方に対しても余りよくないなということがあります。

3点目について、先ほどの答弁でもいただいているわけなんですけれども、住民の住みやすさという観点で、やはりこれはもう少し、これだけ私だけにということではなく、ほかの議員にももちろん町の皆さんにも言つていただく機会がたくさんあつて、お叱りを受けているのではないかと思うところもあるんですが、やはり住みやすいという意味では、そういったところをもっと配慮していくべきではないのかなということを感じるわけです。

今回、半年間ちょっといろいろお伺いしながら待つていたわけです。例えば先月いきなり言われたので発言しているわけではなくて、しばらくそういったお話を伺い続けている中で、今回やはり一般質問という形でまずすべきだなと考えました。

というのは、要望の中で、やはり条例をもう少し改正して、取り締まりを厳しくするとか、飼い主のモラルがどうのというところだけにはとどまらず、仕組みとして、そういっ

た犬のふんが町の中にないような状況にしていくような条例であったり仕組みをつくっていくべきではないかということでご意見をいただいているわけなので、そういったところも含めてなんですが、今後もう少しいろいろ検討していただきたいと思いますと思うんですが、条例であったりとか仕組みづくりだったりというところで、前向きに検討していただくという姿勢を何か示していただくことができるかどうかお尋ねしておきたいんですが、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） やはり犬のふんにつきましては、どうしても個人のモラルにお願いする面が大変あろうかと思えます。今の条例ですと、調査、勧告、命令、公表までで、特にそれ以上はないんですけれども、ほかの町村にお聞きしましても大分困っているということがあるんですけれども、それがもっと厳しいものが条例でできるかどうか等も含めまして、また前向きに検討したいと思えますが、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 富 岡 信 男 君

○議長（関 悦子君） 続いて、3番、富岡信男議員。

〔3番 富岡信男君登壇〕

○3番（富岡信男君） 通告に基づきまして質問をいたします。

市街化調整区域の開発の推進についてということでございます。

小布施町では、恵まれた自然空間と都市景観の良好な共存を図るため、昭和44年に須坂市とともに須坂都市計画区域として都市計画の指定を受けています。都市計画区域の指定については、都市計画法により、都道府県は一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を推進することを目的に、都市計画区域とすることができるとされています。長野県内では平成29年4月1日現在、39区域、19市19町6村、計44市町村が指定されています。

また、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化整備を進めるために、都市計画区域を優先的に市街化すべき区域、市街化区域と、当面できる限り市街化を抑制すべき区域、市街化調整区域に分けることができ、これを区域区分制度、線引き制度と呼んでいます。県

内では長野市、須坂市、小布施町、松本市、塩尻市の4市1町で区域区分が定められています。

市街化区域では、市街化開発事業や都市施設の整備を積極的に行うほか、民間の開発行為も一定の基準に適合するものであれば許可されます。一方、市街化調整区域においては、特定の場合を除いて開発行為、建築行為は制限され、都市施設についても市街化を推進するおそれのある整備は原則行われなくなっています。この結果、市街化区域内の人口は増加していますが、市街化調整区域内の人口が減少する状況が全国で起きています。

長野県では、平成16年に都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を定め、市街化調整区域の人口減少、コミュニティ活力の低下や担い手不足による遊休農地の発生といった課題の対策として、既存集落について、一定の要件により市町村が地域の実情に即し、開発要件の緩和及び景観条例等による規制を行うことにより、地区レベルでの計画的な土地利用の誘導と、独自のまちづくりを進めることが可能となる指定区域内での開発要件を緩和する都市計画法第34条第11号の区域指定を行っています。

小布施町では平成18年に町内8地区がこの指定を受けています。地域指定申請書では、申し出の背景として、近年の少子高齢化や農業後継者不足などにより、農村集落において人口減少はもとより高齢化も著しい状況にある。特に、市街化調整区域内では、人口減少による地域活力の低下、少子高齢化、核家族化、農家世帯の減少、また、地域コミュニティの維持、地域文化の継承が困難になるおそれ等が危惧されている。このような背景のもと、都市計画法第34条第11号の規定による区域指定制度を活用し、農村集落の活性化を図っていくことが今後の小布施町のさらなる発展へとつながるとして、市街化調整区域内における開発許可の指定区域を申し出ています。

制度を活用する基本方針として、建物は戸建て住宅とし、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例及び景観条例に定める基準に沿った、周囲の景観と調和した建物とする。また、地域の活動に率先して参加するよう促します。農業基本構想に定める事項に参加するよう促しますなど、地域の一員として農村集落とともに築き上げていく人の定住化を図っていくとしています。

町における指定の必要性では、町の人口推移を見ると、都市計画に基づく線引き直近の昭和50年国勢調査では、行政区域内人口1万671人、うち市街化調整区域内人口は6,301人でしたが、平成12年の国勢調査では、行政区域内人口1万1,460人、うち市街化調整区域内人口は5,564人となっています。行政区域全体では789人増加していますが、市街化調整区域内人

口は737人、11.7%の減となっています。市街化調整区域の良好な農村集落の形成、コミュニティの維持を図るため、線引き当時の人口を目標に区域指定を図るとしてあります。

町における方針及び基準では、既存集落の状況等を考慮し、樹園地と住宅が調和よく配置され、また周囲に優良農地が広がっている恵まれた空間は、そこに住む人たちの活力も大きな重要な要素となっている。新たに住宅を建てて住まれる方々には、恵まれた自然豊かな生活空間の中で、地域の皆さんと農業に触れてもらい、地域の一員として地域活動に参画していただき、活力ある集落形成を図ります。

建物の基準についても記されていまして、一戸建て専用住宅のみとし、アパート、共同住宅、長屋の建築はできない。店舗、飲食店についても、その用途に供する部分の床面積が150平方メートル以内のもの。店舗併用住宅につきましても、店舗の用に供する床面積が150平方メートル以内のもの。それから、敷地面積につきましても、一般住宅では300平方メートル以上500平方メートル以下とする。農家住宅については1,000平方メートルまで認めるということでございます。

それから、開発業者による宅地造成、分譲は行わない。土地購入者は自治会、コミュニティ活動へ率先して参加する。景観に関する基準に沿った建築物とする。

このような条件を定めて市街化調整区域の開発を進めてきていますが、区域指定前の平成17年と10年後の平成27年国勢調査人口を比べてみますと、平成17年小布施町の人口は1万1,477人、平成27年1万702人、93.25%。市街化区域内人口、平成17年6,187人、平成27年5,888人、95.17%。市街化調整区域内人口、平成17年5,290人、平成27年4,814人、91.00%となっています。人口減少が進む中ですが、市街化調整区域内の人口減少は一段と進んでいるのが現状でございます。

都市計画法の区域指定については、市街化調整区域の活性化のため、一律規制による開発抑制を見直し、市街化調整区域の住環境の改善、保全、農村集落が自律的に存続していくための環境整備及び適切な土地利用を地域が主体に考えていくようにするものですが、市街化調整区域内の良好な農村集落の形成、コミュニティの維持を図るため、町でも積極的に市街化調整区域の開発に取り組むべきと考えますが、対応についてお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、富岡議員の市街化調整区域の開発推進のご質問にお答えを申し上げます。

小布施町は農業を基幹産業といたしまして、周辺部には果樹園が広がり、その中に多くの農業を営む集落、いわゆる農村集落があるわけでありまして、しかしながら、議員ご質問にありましたとおり、農村集落におきましては、少子高齢化や農業後継者の減少などによりまして、地域活力の低下、コミュニティの維持が懸念されているわけでありまして。

そこで、今、議員からお話がありましたとおり、都市計画法等によりまして、農家住宅や農家の分家住宅等の立地しか認められていない市街化調整区域の一部につきまして、一定幅の道路に面していること、あるいは一戸建ての専用住宅等を条件に、平成18年に農家以外の方の住居の建築ができる区域の指定を県から受けたわけでございます。

これは都市計画法第34条第11号の規定による区域でありまして、この区域は県の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の規定により区域指定されたものでありまして、町周辺部の17自治会を1つから3つの単位で1つの地区として、計8地区に分けた区域であります。総面積につきましては159.3ヘクタールとなっております。

平成18年の指定後、10年余りを経過したわけでありまして、平成28年度まで、昨年度までにこの指定区域内で住宅についての新築申請のあった件数は66件、平均いたしまして1年間に6件程度の件数であります。

税務関係の資料から見ますと、平成28年度を含めた過去9年間の新築件数の年平均は43件となっております。したがって、その中の6件は指定区域内と考えられるわけでありまして、率にいたしますと14%になります。また、66件のうち町外からの申請は28件でありまして、率にいたしますと42.4%、1年間の平均にいたしますと2.5件となっております。

この指定を受けました市街化調整区域における指定区域の面積は159.3ヘクタール、市街化区域が152ヘクタールでありますので、ほぼこの2つの区域は面積が同じであります。住宅の建築件数につきましては、今申し上げましたとおり、1年間当たり市街化区域は37件、市街化調整区域の指定区域については6件ということで、大きく異なっているわけでありまして。

指定区域は市街化調整区域でありまして、市街化区域に比べますと、いわゆる地価は安いわけでありまして、小布施町景観計画に定める景観形成重点地区となっております。建物の屋根や色彩、あるいは門や塀等いわゆる形態規制があります。また、規制に沿った形態にすることで費用も増すこと、さらに、住宅建設上の事務手続も市街化区域に比べまして非常に煩雑であることが、指定区域での建築を計画するになかなか至らない大きな要因となっているというように考えております。

こうした要因を踏まえつつ、指定区域における住宅の件数を今まで以上に増し、区域における人口、あるいは地域活力の維持、向上、コミュニティの推進、さらには農村景観の保全を図っていかねばならないと考えているところであります。

具体的には、やはりこの市街化調整区域における指定区域について、その趣旨や目的、具体的な場所や範囲、農家住宅でない一般の住宅も建設できること、あるいは住宅を建設するに当たっての基準などについて、町民に満足に十分に周知が行われていないのではないかと考えております。そこで、町内において住宅の建設を検討されている方等を対象に、改めてこの指定区域を設けた趣旨、具体的な基準や手続についてお知らせする機会を設けていければと考えております。

詳細については検討してまいりますが、例えば、今申し上げました住宅建設を希望、検討されている方、あるいはそういった町民や関心のある方々を対象に、やはり改めてこういった説明会を開催することも考えております。また、町報で、やはり移住・定住とも関係してまいりますので、そういった特集を組む中で、この指定区域について詳しく説明することも考えていきたいと思っております。

指定区域については、各自治会の公会堂に張ってあるわけですが、なかなかこれも来た方がわからないという現状があると思いますので、こうした周知、説明会等を行うことで、この地図を張ってある効果も一層増してくると考えております。

さらに、小布施町への移住・定住をPRする冊子もまた来年度作成する予定であります、特に農村地域における居住を希望される方を意識して、小布施町における農村地区でも指定区域であれば一般住宅の建設も可能であるということをお知らせして、記事をそういった中に掲載していくことも考えていきたいと思っております。

ホームページにおきましても、こういったことについて今掲載がされてございませんので、この指定区域についてのPRをしていければと考えております。

こうした一層の周知を図るとともに、やはり大切なことは、移住希望者が役場にお越しになったり、あるいは電話等で相談があるわけですが、こういった際の懇切丁寧な対応が非常に重要ではないかと思っております。親切な対応とともに、できる限り迅速な事務処理を、県との連絡調整を密にいたしまして行っていくことで、移住を希望される方々、相談される方々の信頼を得ていければと考えております。

なお、規制の緩和については、規制については今富岡議員からお話がありましたが、いわゆる基準の見直しも行ってきております。具体的に申し上げますと、建築物等の基準におき

ましては、当初、一般住宅の敷地につきましては300平方メートル以上、500平方メートル以下といたしまして、開発事業者による宅地造成、分譲は行わないこととしてきたわけですが、平成20年におきましてからは1,000平方メートル以上、2,000平方メートル以下の敷地につきましては、開発事業者による建売住宅を可能としております。ただ、この平成20年の改正では、500平方メートルから1,000平方メートルまでの規定はなかったため、平成23年には2,000平方メートル未満の敷地についても開発事業者による建売住宅の分譲を行うことを緩和といたしました。

なお、町政懇談会などで町民の皆様から、いわゆる市街化区域の拡大についてのご要望がございます。具体的には、市街化調整区域を市街化区域に編入するということになるわけですが、これができるとかなりいろいろな基準がなくなるわけでありまして、この点につきましては、やはり一つの基準がございまして、編入の結果とした場合、おおむね編入した後10年後の人口密度が1ヘクタール当たり、1ヘクタール、100メートル、100メートルなんです。60人以上の人口密度となることがやはり条件となってきました。小布施町の場合、現況でも市街化区域においては40人弱という状況でございますので、なかなか市街化調整区域を市街化区域に編入することは難しいということでございます。

したがいまして、今申し上げましたとおり、あらゆる機会を捉えまして、こういった市街化調整区域における指定区域の情報発信、PR活動をいたしまして、指定区域内の住宅の建設、人口の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） 今、答弁あったわけですが、市街化調整区域の建築物の基準にもありますとおり、一般住宅の敷地面積300から500平方メートル以下ということでございます。指定の文書にもありますとおり、恵まれた自然豊かな空間の中で生活ができるという、非常に大きな敷地の中で生活ができるというようなことはいいことではないかと思えます。

小布施町でも昭和40年代に宅地造成を行って、町内、多くの皆さんが町外から来ていただいているわけですが、ただ、当時としては80坪ぐらいの面積が仕方なかったんじゃないかと思えますが、現在のように二世帯住宅なりが進む中では、なかなか当時の面積の住宅ではなかなか二世帯が住むことは難しいというようなこともございます。そんな中で、町外からの皆さんに来ていただくという面もありますが、町内の皆さんにも移住していただくような方策も必要ではないかと思えます。

それで、先ほどの答弁の中にありましたが、指定区域は市街化調整区域であり、市街化区域に比べ価格は安いですが、景観形成重点地区で、規制に沿った形態にすることで費用も増すこと、住宅建設上の事務手続も煩雑であることが建築を決断するに至らない大きな要因というようなことも述べられているわけでございます。

前にも小林 茂議員からも、調整区域の中での開発について、非常に事務が煩雑であるというような質問があつて、それについては何とか対応していきたいというようなことがございますが、今回も煩雑という言葉が出てきているわけでございますが、今後いろいろな方策をとって移住していただくというようなものを考えていくということでございますが、ぜひこの煩雑という面は改善していただきたいと思います。

それから、小布施町の市街化区域内の土地については非常に高いというような中で、若い世代が小布施町に越してくるには大変なことかと思えます。そんな中で、農村地帯で子供たちが過ごせるというような地域特性がございますので、そんな点を含めて、ぜひとも一層の推進をお願いしたいと思えます。

それと、地域指定申請では、線引き当時の人口を目標にということも言っています。ただ、現在のように町全体の人口が減少する中ではなかなか大変なことかと思えますが、景観の特性というようなものも生かした中でもっと進めるべきではないかと思えますが、そんな点について再度ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再質問にお答え申し上げます。

いわゆるこういった市街化調整区域における指定区域につきましては、いわゆる建物等の基準、あるいは区域基準というのがございます。その中で、いわゆる区域の基準については、要は4メートル以上の道路に面した土地というような、そういったことが今、その面しているということが一つ条件でございます。この点、区域基準の緩和につきましては、その隣接する道路が、今申し上げた4メートル道路以上となっているわけでございますが、隣の須坂市につきましては、この4メートルに満たない地区で指定を受けております。ただ、その条件といたしまして、道路の後退部分の土地を寄附することで、そういった4メートルと同等の条件をみずから土地を寄附することで可能とする場合は、そういう指定区域として受けられますので、この点も今、町では県と協議をして、区域的な基準についての緩和を進めているところでございます。

いわゆる形態の基準、建物ですとか門というものにつきましては、当初の基準どおり、今

建物等の基準を設けているわけではありますが、これも基本的には小布施町景観計画、平成18年に作成しましたことによるもともとの基準でございまして、既に10年以上がたっております。この点についてどのように変えていくかということなんですが、やはりなかなか若い方々もいろいろな今建物についての好みとか考えというのもございます。具体的にやはりいろいろな電話ですとか役場に来た方としっかり相談させていただいて、どのようなものを実際にご自身がつくりたいかとか、そういったこともしっかり踏まえて、やはり小布施町景観計画時点の基本計画の見直しも含めて、どのような形でこれからの形態の基準を変えていったらいいか、これもぜひ早急に取り組んで、やはり農村地域に多くの方が来ていただくことをやはり進めなければいかないと。議員おっしゃるように、いろいろなところで農村において生活する豊かさとかよさというものを、そういった方とのお話の中でもぜひ探っていきたいと思っておりますし、今あるよさをいろいろなところでPRしていければと考えております。

あと、市街化区域のいろいろな条件については、またなかなか町ではできない部分もございまして、町全体のよさをPRする中で、市街化区域にも多くの方に来てもらうようなことを一緒に含めてPRできるかと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で富岡信男議員の質問を終結いたします。

◇ 小 湊 晃 君

○議長（関 悦子君） 続いて、9番、小湊 晃議員。

〔9番 小湊 晃君登壇〕

○9番（小湊 晃君） 通告に沿いまして、2項目にわたり質問と提案をさせていただきます。

1項目めとして、小布施町がかかわる公園に植栽されている樹木が、植樹されてから年数を経た今、樹木の枝が繁茂し過ぎ、問題が発生している箇所が見られます。よって、適正管理を要望いたします。具体的に申し上げますと、樹木の間伐についての提案であります。

現在、町が管理をしている、あるいはかかわっている公園は、都市公園として10カ所、それ以外の公園は17カ所で、計27カ所の公園が小布施町にあります。それぞれの公園は開設された目的や開設の年度が違いますので一概には言えません。よって、本日はハイウェイオアシス小布施総合公園を例に提案をいたします。

ハイウェイオアシス小布施総合公園が開設されたのが平成12年ですので、ことしで17年目になります。そのときに植栽された樹木は、おのずと17年でその間ずっと成長を続けてきょうに至っております。幹は17の年輪を刻み、太くなりました。樹の高さも見上げるほどになりました。当然枝も伸び、樹幹の直径は20メートルに達している大きな木もあります。よって、樹木のゾーンに入りますと、一筋の日差しが差し込む余地がないほど樹木が茂っている場所もあります。

このような現状の中、樹木が繁茂し過ぎて植物の生態系に変化が出てきています。日当たりが悪いと日照不足で花芽が形成できず、咲く花が少なくなり、あるいは花が咲けなくなってしまうのがツツジ、サツキなどの灌木の花木です。また、日陰ゆえに日照不足で炭酸同化作用が十分にできず、本来の色鮮やかな紅葉が見られない、そんな中に、ニシキギ、ドウダんツツジ、モミジの木もあり、鮮やかな紅葉の見られない木がふえてきました。

特にケヤキの枝の伸び方は旺盛で、1年で50センチも伸びます。1年に50センチ伸びますと、単純な計算ですが、17年間を伸び続けると8.5メートルにも伸びる計算になります。その結果、ケヤキの伸びた枝で日陰になった隣の樹木が枯れていきます。その被害の最も受けやすいのが、枝の余り伸びない桜の木であります。よって、公園内の桜の木が年々少なくなっています。しかし、千曲川の堤防の桜が年々見事になっていくので、公園の桜が減っているのに気がつかないのが現実であります。

春の風景の象徴、桜の花、また、秋の風景のモミジの紅葉が公園から少なくなってしまうのは寂しい限りです。春、樹木が新緑の輝く中、散歩を楽しむ人、春の日差しの芝生公園では親子でスポーツをする人、そして、遊具広場からは子供たちの明るい歓声が響く公園。夏は木陰でくつろぐ人、噴水の水の下で大歓声の子供たち。秋は赤、黄色の紅葉の中、また落ち葉を踏みしめて散歩をする人。芝生公園では秋のさわやかな風の中、家族で昼食を、そしてドッグランでは愛犬が喜んで飛び回る姿を見守る人。ハイウェイオアシス小布施総合公園は小布施町の人のもとより近隣市町村の皆さんからも愛され、親しまれている公園です。特に子供から高齢者、全ての年代の皆さんの憩いの場所です。そして、将来もより一層なくてはならない公園だと確信いたします。

そこでお伺いします。公園は芝生公園のゾーン、あるいは噴水や池のゾーン、樹木等のゾーンに区別できますが、樹木ゾーンの面積はどのくらいか。また、そのゾーンに植栽されている樹木は何本くらいか。推定で結構ですが、お伺いいたします。

2点目としまして、平成12年の植栽以来、樹木の剪定または間伐をされたことがありまし

たかどうかをお伺いいたします。

3点目としましては、ハイウェイオアシス小布施総合公園以外の町内の26カ所の公園の状況はどう把握されているか伺います。

そして、4項目めとしましては、植物の生態系の回復と、利用されている皆さんにさわやかな緑と紅葉を提供する公園のために、専門家と相談をされ、樹木の間伐をすることをここに提案いたします。

以上。

○議長（関 悦子君） 9番、小渕 晃議員の質問の途中でありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小渕議員の公園の繁茂する樹木の適正管理、間伐をについてのご質問にお答えを申し上げます。

小布施総合公園は、地域住民、高速道路利用者の憩いの場、交流の場として、また地域の活性化を促進することを目的に整備がされました。公園の開園につきましては、平成7年12月25日の信州中野インターまでの開通とあわせ、一部が供用開始され、平成12年3月に全面開園をしております。

公園内にはレストハウス施設、スポーツコミュニティセンターやマレットゴルフ場などのスポーツ施設、子供たちがゆったりと遊べる遊具広場や噴水広場、またドッグラン広場、これらを取り巻くように樹木が配置された創造の森などがあり、多くの方々にご利用いただいています。

議員ご質問の中にありましたように、小布施総合公園は、平成12年の全面供用開始後17年

が経過し、公園内施設を修繕など、利用者の方々からもご意見をいただいているところであり、平成28年度から遊具等の修繕を補助事業で実施をし、安心して楽しくご利用いただけるよう取り組んできているところでございます。

1点目の小布施総合公園内の樹木ゾーンの面積と樹木の本数についてです。樹木ゾーンの面積につきましては、公園面積14.6ヘクタールのうちの7割弱、10ヘクタールほどで、樹木につきましては、開園当時ですが、高木はケヤキ、ヒマラヤスギ、ポプラなど、中木は桜、モミジ、ヤマボウシ、コナラなど、低木ではドウダンツツジ、サツキ、マサキ、レッドロビン等数多くの種類の樹木が植えられ、本数は中高木で約3,000本、低木を加えると4,000本以上の樹木が植えられています。

2点目の樹木の剪定、間伐などの管理についてですが、緑の管理人による公園の日常管理の中で、低木の刈り込み、中高木の下枝の伐採、枯れ枝の除去等を行っています。また、高木のポプラの剪定や松くいによる松の伐採などは、専門の業者の方に委託をして実施をしていましたが、そのほかの高木の間伐等は実施をしていないのが現状でございます。

3点目の小布施総合公園以外の公園の状況の把握についてですが、建設水道課で管理をしています小布施総合公園を含む10カ所の都市公園と6カ所の緑地公園、計16カ所につきましては、総合公園同様、緑の管理人により管理を行っており、状況に応じ樹木の枝の刈り払いなどの管理を行っています。

また、岩松院公園内の樹木の枝おろし等につきましては、町内の造園企業の方に相談をし、実施をしており、また、町の春の景勝地ともなっています600本余の八重桜一葉が植えられた桜堤につきましては、桜堤を提案をしていただいた日本花の会の当時担当された方と町内の造園企業の方より提案をいただいております、事業実施に向けた検討をしているところであり、今後良好な公園環境となるよう計画的な整備に努めてまいります。

その他の自治会等で管理をされている公園につきましては、それぞれでの管理をお願いしているところでございます。

4点目の樹木管理について、専門家と相談するなど一層の魅力アップを図る必要があるのではないかとのご提案だと思います。建設水道課で管理している公園につきましては、ご指摘いただきましたように、かなりの年数が経過していることから、木がかなり成長しています。間伐や枝払いなどの対応が必要な時期に来ているようにも感じております。

議員ご提案のように、町内の造園企業の方や樹木医など専門の方に今後の対応を含め相談をし、利用される皆さんにさわやかな緑と紅葉を提供できるよう、できる限り取り組んでま

いりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） ただいま私の提案した公園内の樹木の伐採、間伐等の必要性についてはご理解いただき、満足はしております。

しかし、この間伐を具体的にするとかなりの費用が私にかかると思うわけです。ご承知のとおり、あの公園は小布施町の方も大変多く利用いただいておりますが、それ以上に、ありがたいことに近隣の方々が大変多く利用いただいているわけでありまして。そのような公園の樹木の伐採に係る、間伐に係る多額の費用は、できれば県・国の補助金を取得するというような、そこら辺やはり注力をお願いして、そのための過大な負担が町の財政にかからないような方便をぜひ考えてやっていただければありがたいと思うわけでありまして。

それと、できるだけ早くやらないと、1年たったら1年また木は大きくなって、それゆえに間伐の費用もかかっていくわけでありまして。そういう意味では、できるだけ早く取り組めるような、そんな体制をぜひつくっていただきたいと、こんなふうに思い質問いたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） ただいま議員より再質問で、町の財政負担を減らすために、やはり制度設計と国庫、県補助金等を活用して、なるべく町の負担がかからないようにというありがたいご提案等をいただきました。

現在の制度の中では、遊具等の修繕等につきましては補助事業等があるわけなんですけど、樹木の伐採等についてはないように記憶をしております。ただ、これが思い込みであっては困りますので、再度制度につきまして確認をしまして、利用できる制度につきましては活用する中で実施をしていきたいというふうに考えております。

また、実施の時期につきまして、1年おくれればそれだけやはり樹木は大きくなってしまいますので、今回ご提案をいただきましたので、早急に町内の造園企業の方々等にお声がけ、ご相談をする中で、計画的な実施をしていくように体制を整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 再質問に対してもご理解をいただき、まことにありがとうございます。補助金等をこれから探してという話もあるんですが、それは当然ですが、それにこだわらず、

例えばふるさと納税をそこへ充てるとか、ふるさと納税を応援をお願いするとか、あるいはクラウドファンディングというような、そういうものを活用しながらとか、あるいは伐採した樹木を、ストーブの家庭が多い中で、ぜひストーブの方に何ぼかで引き取っていただく等々、いろいろな知恵を出して、ひとつぜひこれを早期に実現していただきたいと、こんなことで要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 今ご提案いただいた中で、伐採した樹木の売却等による収益とかそういうものにつきましては、既に間伐事業等でも実施をしておりますので、まずはできる収入源の確保というものに努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 小淵 晃議員。

○9番（小淵 晃君） 続いて、2項目めの質問と提案をさせていただきます。

今から10年前、町内の愛犬家の皆さんから、愛犬のリードを放して自由に遊べる場を、また愛犬と一緒に旅をする方が多くなった時代、そんなときに、愛犬家を小布施に迎え入れるためにはドッグランが必要ではないか等の思いで、平成19年6月14日の6月会議の一般質問でドッグランの新設を提案いたしました。その提案に対し、当時の担当者は直ちに行動を起こしてくれ、愛犬家の有志を佐久市と飯綱町のドッグランに視察に案内をしてくれました。また、あわててドッグランサポートクラブを立ち上げ、平成21年7月10日にハイウェイオアシス小布施総合公園の一角にドッグランをオープンさせてくれました。提案から2年後にはドッグランの開設というスピードある対応に、多くの愛犬家が感謝したことを、今ここで思い出します。

あれから8年になりました。近隣には飯綱高原、黒姫高原、須坂市の日滝原工業団地、そして長野市の有料会員制のドッグランがありますが、我が町のドッグランが一番人気が高く、町内はもとより近隣の愛犬家が大勢詰めかけていただく大好評なドッグランであります。しかし、最近新たな要望が出てきました。そこで、4点についてお伺いいたします。

まず1つ、ドッグランの周辺の樹木が繁茂し過ぎ、夏の日差しの強いときは日陰になり大変好評ですが、それ以外の春、あるいは秋については樹木が太陽光線を遮っているため、ドッグランの敷地の土の乾きが悪く、いつも湿っているゆえに、愛犬が泥まみれに汚れてしまうという状況が多々見られます。よって、帰りの車のシートは、愛犬の足なり腹についた泥で汚れる。また、室内で犬を飼っている方は、その泥の汚れで室内の清掃が大変との話もあ

ります。ですから、愛犬家の中には、シャワーをやる日、きょうはシャワーをやるという日を選んで、その日だけしか利用していないという、そんな愛犬家もおられて、大変残念がっております。

そこで、愛犬が泥まみれになる日陰の原因であるエリア内の樹木の繁茂状況について検証してみました。小型犬ドッグランエリアの面積は380平方メートルです。そのエリアの中に樹木が9本入っていました。そして、そのエリアを取り巻くフェンスの約1メートル範囲のところの周囲に5本の樹木が植わっていました。単純な計算ですが、フェンスの中の9本と、それから周りの5本の樹木、これは半分はドッグランにかかっているけれども半分は外の関係ということで、2分の1が日陰に影響するというような仮定のもとで計算しますと、約33平方メートルに1本の樹木がある計算になりました。

同じ計算で、中型・大型犬ドッグランエリアは面積が620平方メートルで、エリア内の樹木が17本、フェンス周辺の樹木が9本あります。先ほどの計算によりますと、約29平方メートルに1本の樹木があると、そういう数値になりました。

そして、フリードッグランエリアの面積は660平方メートルで、エリア内の樹木が13本、周りの樹木が10本ありますので、約37平方メートルに1本の樹木がある計算になります。

最も樹木の密度の低いフリードッグランエリアでも約37平方メートルですので、1本の樹木は6平方メートルの中に1本ずつ入っているという状況であり、日陰が多いことがご理解いただけたと思います。よって、泥んこになる愛犬を少なくするためにも樹木の間伐が必要と考えます。

また、川砂を敷き、敷地内のぬかるみの緩和を図る等々の対応が必要だと考えますが、いかがかお伺いいたします。

2項目めとしまして、愛犬が緑の中でリードを解かれ、自由に走り回り、犬同士で楽しく遊んでいるほほえましい愛犬の姿を、愛犬家がゆっくりくつろぎながら見守れるという配慮から、それぞれのエリアに2脚のベンチが設置されています。ベンチは周囲の緑に合わせて木製ベンチで、利用者にも好評であります。しかし、木製ゆえに8年もたちますと傷みも見られます。点検をして補修を望みます。

3点目といたしまして、小型犬用のドッグランのフェンスの高さは80センチです。中型犬、大型犬用のドッグランのフェンスの高さは120センチ、フリーのドッグランのフェンスも120センチの高さで設置されています。その中で、中型・大型犬ドッグランエリアの地面が、西側が高く、東側が低い、そういう傾斜地にあります。よって、年月の経過の中で、西側の高

いところの土砂が削れ、低い東側に流れて、フェンスの際に土砂が堆積しています。それによって、高かったフェンスがその堆積土に埋もれ、実質1メートルぐらいの高さのフェンスになっているのがあるところがあります。そのため、1メートルのフェンスの高さは、運動能力の高い一部の大型犬は飛び越えられる高さです。それを防ぐために、一部分の補修を要望いたします。

4点目として、利用者カード箱が設置されています。利用される愛犬家からアンケートをいただいて改善をしようとする謙虚な姿勢に好感が持てます。そこで、アンケートの主たるご意見、ご要望は何か。それから、その要望に対してどのように対応されたかお伺いいたします。

以上。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 2項目めのドッグランの再点検についてのご質問にお答えを申し上げます。

小布施総合公園のドッグランの設置につきましては、議員より平成19年6月議会一般質問においてご提案をいただき、パターゴルフ場の跡地を活用して平成21年7月に利用を開始しました。ドッグラン広場は小型犬エリア、中型・大型犬エリア、フリーエリアの3つのエリアで構成されており、運営については、現在ボランティア団体である小布施ドッグランサポーターズクラブの皆さんのご協力をいただき行っております。

ドッグランを使用する際にご記入いただいています利用者カードでは、多くの方々により施設だとの感想、ご意見をいただいているところではありますが、半面、ご質問の中になりましたように、泥だらけになってしまうことから、犬の足洗い場や水飲み場の設置の要望もいただいているところでございます。

先ほどの質問でもお答えしましたように、小布施総合公園は全面供用開始から17年が経過した現在、樹木が成長し、ドッグラン施設に日が差し込まず、土の乾きが悪い状態も見受けられます。現在、小布施ドッグランサポーターズクラブの皆さんのご協力をいただき、年に数回、ドッグラン広場内の砂敷きなどの整備を行っております。先ほどお答えしましたように、今後、樹木の間伐や枝切り等、よりよい環境になるよう施設の管理などについて再度検討をまいります。

2点目の木製ベンチの補修についてです。

木製ベンチにつきましては、ドッグラン広場内で飼い主の方が愛犬を見守る際にご利用いただけるよう設置をしたものです。毎年年末に管理棟内に移動し、点検、補修等を行い、春先にドッグラン広場内に設置をしています。設置期間中は常時屋外にあるため、風雨にさらされていることから傷みが激しい状況となっております。今後、傷んでいるベンチにつきましては、修理ができるものについては修理をし、できないものにつきましては計画的に更新をしてまいります。

このご質問をいただいた後に、現地等を担当のほうで確認をさせていただきまして、危険性のあるベンチにつきましては撤去をし、公園内にあるほかのベンチ等を設置しております。数等足りない場合には、今後購入等により補給をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

3点目の囲いの高さ不足に伴う対策についてです。

ご指摘の中型・大型犬用ドッグランエリアのフェンスにつきましては、整備の際、新たに設置をした部分につきましては1.2メートルの高さのものを設置しておりますが、整備時に既に公園と南側道路の間に設置されておりましたフェンスをそのまま利用したため、高さが90センチほどと、新設のフェンスと比べ30センチほど低くなっています。

ご質問の大型犬の飛び越えの状況について把握しておりませんでしたので、現状確認をし、ドッグラン広場整備の際に、新たに設置しましたフェンスの高さと同じくなるよう対応してまいりたいと思っております。

これにつきましても、フェンスを取り扱っている企業の方のほうに連絡をさせていただきまして、現在どのような方法があるか検討しております。来年の実施をできる期間の前には対応を完了させていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

4点目の利用者カードによる意見や要望についてです。

ドッグラン広場を利用されている方が全員利用者カードに記入されているわけではありませんが、本年4月から10月末までの回収枚数は150枚ほどとなっております。実際の利用者数はそれをはるかに上回っていると思われまます。

ご質問の利用者からの意見、要望の主なものですが、一つは、3点目のご質問にありました犬の足洗い場や水飲み場の設置についてです。この要望につきましては以前にもありまして、施設エリア内のあずまやの横に設置されています水道施設をご利用いただくようにしておりますが、PR不足等もあり、このようなご意見を多くいただいているものと思っております。ドッグラン広場利用者の方々にわかりやすいよう、案内表示を設置などをしてまいりた

いと考えております。

2つ目として、ふんの後始末が悪いとの意見が多数寄せられています。また、これに関連して、ふん捨て場の設置の要望もいただいています。これらにつきましては、ドッグラン広場利用の遵守事項の一つとして、犬のふんを持ち帰ることを定めており、ドッグラン広場入り口に設置してあります看板に明記されているところではありますが、今後さらなる周知に努めてまいります。

今後、ドッグラン広場をご利用される愛犬家の皆さんがお互いに気持ちよくご利用していただけるよう、マナーなどについて一層の呼びかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 今回質問をするに当たって、何度か会場を訪れました。非常に今にぎわっているので、なぜかと思ったら、飯綱高原のドッグランと黒姫高原のドッグランが冬の準備のために閉鎖しているという。残されるのは須坂市の日滝原と、あるいは長野市の有料のところしかないというので、それで、こんなにいい場所でただでやってもらって悪いねというような、非常に好評でありましたし、場合によってはお金も払ってもいいから、何とか砂を入れるなりウッドを入れるなどしてほしいですねみたいな、そんな声もあり、まさにハイウェイオアシス小布施総合公園も好評だしドッグランも好評、それも近隣の方々が小布施町はいいよねなんていう言葉をいただいて、大変うれしく思ったわけであります。

そういう意味では、今答弁の中にありましたように、利用される愛犬家の立場に立って、その気持ちに通じるような対応を絶えずいただいている、そのことも利用者にとっては喜んでおられる原因の一つかとも思います。

そういう意味では、いろいろ大変な面があるとは思いますが、やはり現在出された問題については早急に対応される、そんなことを望みたいと思いますが、大体大して予算もかからないことですので、来春には実現できるというような、そんなことでよろしいかどうか伺いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 先ほどご答弁させていただきましたように、できるものにつきましては、全て今年度予算で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続きまして、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） ご苦労さまです。

通告に従いまして2件の質問をいたします。

1番、雁田配水池の更新、新計画について。

小布施町民の安全・安心を支える大切な飲料水の配水池の老朽化が平成27年7月に発表され、一般質問及び町長からの答弁もありましたが、その後一旦白紙に戻し、再検討となり、2年が経過しました。最近の自然環境は大変厳しく、さらに施設の老朽化はますます進んでいることが想定されます。町の監査委員からの指摘もされており、大変な心配なことと感じております。現在の企画検討状況についてお伺いします。

（1）新更新計画の技術的なことも含めて、手続の進捗状況はどうでしょうか。

（2）企画においては、町民の皆様への周知のためにも複数案が提示されるべきと思いますが、いかがでしょうか。

（3）松川氾濫や雁田山崩落の被災を想定すれば、それぞれの適所に堅固な堤防や擁壁の構築が必須と思われますが、その計画はいかがでしょうか。

（4）新計画案を広く町民に説明する具体的な日程は今年度中でしょうか。

（5）計画地内の公園等、公益の場として、改めて開放土地利用はどのように考えておられるか、また反映されるのか、ご質問をいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 改めまして、皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。

ただいまの福島議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員もご案内のとおり、小布施町の上水道は、町外4カ所の深井戸から地下水をくみ上げ、高区、中区、低区配水池から各戸へ配水をしております。古い配水池は、ただいまご指摘にもありましてとおり、昭和3年、もう90年前になりますね、の建設で、新しい配水池でも昭和62年に建設した施設になっております。震災などの災害時にも安全で安定した水道水供給

できるよう、配水池の耐震化は急務であります。また、配水池の耐震化だけでは耐用年数を延ばすことができない建設年次の古い配水池については、配水池の更新も必要になってきております。

これは急がなければいけないということで、これらの状況を踏まえて、平成18年度から配水池の耐震化のための調査を実施し、計画をしてまいりました。平成24年度、26年度、配水池業務に精通し、関係する企業3社から、それぞれの配水池更新計画のご提案もいただいております。また、この3社を初めとして一堂に会して、平成27年度配水池更新事業プロポーザル、プロポーザルというよりは提案会ですかね、これを開いていただきました。その結果が、平成27年12月会議の議員からの一般質問でお答え申し上げたように、当方の調査不足もあったでしょうし、業者の皆さんたちの壮大な夢ということもあって、金額的に大変な乖離がございました。これはちょっと無理だなということで一旦は断念をして、現在更新形態の再検討とともに、資金計画の再検討を行っているところであります。

今回、5点についてご質問をいただいております。最初に、1点目の現在の進捗状況、2点目の新しい更新計画の提示方法と4点目の町民の皆さんへの説明日程などについて、一括してお答え申し上げます。

先ほどの経緯から、現在改めて中長期的な視点に立った計画的、効率的な水道施設を改築、更新や維持管理、運営の資金管理方策を検討、また水道事業の強化を図り、持続可能な水道事業を実現していくことを目的としたアセットマネジメントの策定や耐震予備調査など、目指すところは平成32年の着工を目指しております。配水池更新着手に向けて、専門のコンサルタントへ業務委託して進めてきております。

現段階での検討状況ですが、これも今ご指摘をいただきましたように、検討いただいているコンサルタント会社から、高区、中区、低区の3カ所の配水池を1施設へ集約したもの、それから2つ目が、既設の3配水池にそれぞれ更新をするもの、3つ目は、低区は既設の場所、中区、高区の配水池を集約したもの、この3パターンで現在は提案があり、考えているところであります。

あわせて、景観面や地震等に対する安全性を備えた構造や建設費用、ランニングコスト、また公費に係る財源の確保など、多岐にわたる調査検討をしております。

配水池は60年以上使用することを前提に計画、建設される水道施設の根幹施設であり、従来人は入れないというような閉鎖された施設でありましたけれども、そうではなく、町民の皆さんや小布施町を訪れてくださった方々にも親しまれる町のシンボルとして、新しく未来

の展望が期待できる水道施設として整備してまいりたいというふうに思います。

これからの予定でありますけれども、平成30年度の上半期で経営計画、資金計画を策定いたします。資金計画におきましては、2年前よりも若干積み上がりました現時点での建設改良積立金が5億3,400万円程度になっております。これから2年、あるいはことしも入れて3年ということになりますれば、6億円から6億5,000万円程度の積立金になろうかというふうに思います。さらには、補助事業をできる限り探して活用をしていくということでもありますけれども、配水池更新事業に係る想定事業費や積立額と補助額の合計をさらに上回るような場合には、企業会計できちんと償還も見込まれることから、あるいは企業債の活用も、これも議員の皆さんや町民の皆さんにご説明をする中で実施をしていくべきかなというふうにも考えております。

これからですけれども、作成した経営計画、資金計画に基づき、配水池の整備事業費を明確にして、かねてからご協力をいただいている企業の方々も含めて、平成30年度末までにプロポーザル、ご提案をいただき、平成31年度にはご提案いただいた事業計画を議員の皆さん、町民の皆さんにご説明を申し上げ、皆さんからいただくご意見などを計画に反映をして最終計画を策定し、その後、平成32年度に着工をしてまいりたいと。これは長野県水道事業、事業許可も要るわけではありますが、そんなふうな予定をさせていただいております。

それから、今、1、2、4について答えまして、3番目の松川氾濫や雁田山崩落ということでもありますけれども、防災、防水のための構築物の設置計画ということではありますが、松川の氾濫というのは、現在の各配水池と松川との高低差は8メートルありますので、基本はないものというふうに思っておりますが、今のことですから何が起るかわかりませんが、今のところないということでもありますけれども、この計画を練っていく間に、専門家からもご意見をいただきたいというふうに思っております。

また、崩落ですけれども、低区配水池が近接しており、不安要素を含んではいますが、一応県指定の土砂災害地区からは外れておることから、相談はもちろんしていきますけれども、設置については今のところ考えてはおりません。

それから、5点目の計画地内の公園等、開放土地利用はどのように反映するかというご質問ではありますが、先ほどもちょっと触れましたけれども、今までは、水道施設は管理者以外の入場は原則させないということとなっておりますけれども、先ほどお答えしたとおり、町民の皆さんや小布施町を訪れてくださった方々に、先ほど来公園の問題もたくさん質問に出ている、それぞれ多くの人に喜んでいただけるということからも、町の親しまれる場所のシ

ンボルとして、できるだけ開放施設として公園化をしていきたいというふうにも思います。

現在検討を進めている内容というのは配水池の更新部分のみですが、最終計画が決定した後、現在の敷地内にある浄水設備や導水管などの整備、それらとあわせて公園などとして利用について検討を予定をしておるところであります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 2番として、小・中学生の朝食の実態調査について。

前回の一般質問及び報道機関のインタビューに対して、教育長が各全校生徒に対し速やかに実態調査として聞き取りを進めるということでありましたが、その後について伺います。

（1）調査結果はP T Aや保護者会、または先生方を通じて各家庭への周知はされたのか。また、実態調査の反応や意見はどうだったのでしょうか。

（2）これからも朝食を食べてくることは家庭の義務として、子供の精神的な悩みや健康状態の見守りとなるはずですが、今後教育委員会が指導していくのか、あるいはP T Aや保護者の皆さんや先生方に一任していくのかをお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ただいまの小・中学生の朝食ということでもありますけれども、まず1点目、全校生徒に対して速やかに聞き取り調査を進めるということであったが、その後についてということですが、朝食を食べてこない児童・生徒に対する、朝食ではなく補助食なんです。補助食の提供に関しましては、2学期からの実施の予定で、この議会の7月会議で補正予算をお認めいただきました。このことにつきましては、その後いろいろな反応がありまして、町民の皆さんからも慎重に進めたほうがいいよという意見もありました。

認めていただいた後、実施に向けて小・中学校と協議を進めてまいりました。その中で、まずは家庭で朝食を食べてくるという指導をまず徹底すると。それでも何らかの事情でどうしても食べてくることができないと、こういう児童・生徒に対してのみ補助食の提供を行うと、こういう結論に至りました。

まず、実施調査の点ですけれども、これは、毎日食べてこないという児童・生徒は小・中学校合わせて2名でした。週に1回から2回食べてこないというのは41名、週に3回から4回食べてこないというのは9名、合計で何らか食べてこないときもあるよというのは合計で52名でした。これを加重平均して平均しますと、1日に、これは平均ですが、21名が食べて

こないと、こういう状況でした。この辺の割合は、全国に比べますと小布施町は大変低いと、こういうことになります。全国の調査ですと、小学校は9人に1人、中学校は6人に1人が食べてこないと、こういうことになっておりました。

それで、現在は2学期中なんですけど、2学期中にはいろいろな場面を通して児童・生徒に対して教員から、食べてこないと学習面でも、あるいは体力面でも体調面でも悪影響があるよという指導を重ねております。また、保護者の皆さんに対しても、「早寝早起き朝ごはん」というチラシをつくりまして、朝食を食べてくるという指導をしております。これは学校を通じてしております。

家庭で、それからこれからすぐに行われます保護者懇談会でも、食べてこないという児童・生徒の保護者を中心に個別指導も行って、食べてきてもらうようにしてもらおうというふうにしております。それを12月の冬休み前まで繰り返し実施していく予定であります。それで、冬休み後、それでも朝食を食べてこられないという児童・生徒がありましたら、3学期からは補助食を提供するんだということで考えております。

2点目の、朝食を食べてくることは今後どう指導していくんだと、こういうことなんですけれども、朝食の提供は本来保護者の務めであるということは全く変わりはありません。しかしながら、どうしても解決ができないという事情のある子供がいるとすれば、地域社会全体、私どもも含めた中で見守りをして支えていくという機運を高めていかなければならないと考えています。

具体的な方法ということなんですけれども、家庭でももちろん食べてきてもらうというのが基本なんですけど、そうではない子供がおいでになったときに、一般的には家庭の次に毎日毎日暮らすのは学校なので、次は身近なのは学校だと思いますが、学校ということが次のステップであれば、先生にその辺を気づいていただいて、まずはさっき申し上げた補助食の提供を行います。週に何回食べてこないかわかりませんが、補助食を提供するという家庭の中で、さらにどうして食べてこられないんだろうという本質的な課題を探って、それを保護者、学校、あるいは私どもも含めて、どうしたら解決するんだろうということを考えます。場合によったら地域の方々にも担い手になっていただいて、みんなで何とか家庭で食べてきてもらうという方策を続けていきたいと、こう思っています。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 2つばかり、また質問させていただきます。

今の教育長の、その地域社会ということを盛んに触れておりましたけれども、その地域社会というのは、当然教育長も含めてPTA、保護者、それから連絡体制、それから学校の先生も含めてやられていると思うんですが、今まで話を伺っていると、何かちょっと中途半端な感じがするんですけれども、これに対するコミュニケーションの改善というのはされたんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それで、どうしても子供が朝食べてこないという話を今教育長が盛んに悩んでいるようなお話でしたが、その辺のところをもう一度、再度伺います。

それから、前回24万円の予算を組みましたですね。あれは補助食として3学期からやるという、使うということを考えておられるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいまのことなんですけれども、地域全体で、本来は家庭なんですけれども、家庭でどうしても何かの事情があるというときには、いろいろな方の力をかりて、その子供に何らかの、朝食ということではないんですが、何らかの形で、少なくとも午前中の授業に耐えられる程度のことをすると、こういうことなんです、コミュニケーションをしたのかと、こういうことなんです、これはもちろん学校に行って、なぜ食べてこれないかというのの一番の原因は、子供が朝起きるのが遅いからなんです。朝起きるのが遅いということ解決すると、大ざっぱに言うと80%ぐらいは朝食が食べられると、こういうことになるわけなんですけれども、なぜ、じゃ朝起きるのが遅いのかと、こういうことなんです、これは全国学力学習状況調査で、小布施の栗ガ丘小学校、あるいは小布施中学校の児童・生徒が、その生活の中で幾つかの質問がある中で、全国よりもかなり高い比率になっているのが、夜遅くまでスマホ等をしているという比率が10ポイント以上高いわけでありまして。そうすると、さっきの家庭に配った「早寝早起き朝ごはん」というこのチラシなんですけれども、早寝というのは、要するにスマホをやる時間を少し短くしてもらおうと。それによって朝早く起きられる。早く起きられれば朝食が食べられると。それによって合計五十何名いたうちのあらかたの生徒・児童は朝食の対応ができると、こういうふうには感じているわけでありまして。

そここのところを先生や保護者に全体的にも知らせるし、既に52名の児童・生徒を把握をしているわけなので、これからの保護者懇談会で親御さんにも、そのことが原因なのか、ほかのことが原因なのかということの聞き取り調査をしていただいて、その原因を取り除くという方策をしてもらおうと今は思っております。

それから、お認めいただいた予算のことなんですが、本来は2学期からという予算をお認めいただいたんですけれども、2学期は啓蒙活動をするということになっていて、今は補助食対応はしていないわけですので、今は使っておらないと。3学期から何人に補助食対応するかまだわかりませんが、補助食対応するときから、そのお認めいただいた予算は使用するということになります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 今、教育長のお話しになった52名云々というお話はこの前もお聞きしているんですね。その後、今2学期を終わろうとして、3学期に入ろうとしているところなんですが、これは52名というのはまだ調査不足というか、まだこれからやっていないというか、今までのこの52名はまだ相変わらず52名なんですか。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） 私はちょっと福島議員のこの質問のところに、各全校生徒に対して速やかに聞き取り調査を進めると、こういうふうにはあるんですけども、私の頭の中には、もう一度調査をするというふうには発言した記憶はちょっとないので、52名というのは当初の数字のままです。現在はそれを減らす努力をしているということなんですけれども。52名がもう一回調査をして実は48名だと、そういうふうにはするという予定はもともとなかったと私は承知しているんですけども。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関 悦子君） 続いて、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） それでは、2点について質問をいたします。

まず、1点目であります。新元号施行時のシステム改修等についての対応についてお尋ねをいたします。

冒頭に、この質問を今なぜこのタイミングでということですが、新年度の予算の中

で、あらかじめわかっていることは、やはりどうやって組み込んでいくかということが非常に大事だろうと、そんな観点で質問をするわけであります。

政府は、天皇陛下の退位日を2019年4月30日とし、皇太子様が翌5月1日に新天皇として即位し、その日のうちに新しい元号を施行するというようなことを最終調整をしております。多分あすの閣議で決定されるのではないだろうか、そんなふうに思っております。ましてや、またきょうの新聞では、そのための5月のゴールデンウィークは、その間ちょっと1日か2日休日をふやせば10日間の連休になるというようなことも既に新聞では報道されていまして、大きなニュースにはなっているわけでありますが、この改元による影響というのは非常に大きな範囲に及ぶわけでありまして、できるだけ早い時期の公表というのは全ての人々が希望するわけでありますが、いろいろな事情から、そう簡単に早目に発表するというわけにはいかないんだらうと思っております。ただ、言われていることは、元旦の改元に比べれば、5月1日という年度の途中で改元するということは、官公庁や民間のシステムなんかの改修とか、そういった意味から、国民生活への影響というのは非常に大きくなるというふうに予測をされているわけでありまして、それで、町のこの対応についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、改元のために要する期間、あらかじめやはり手をつけなければいけない期間というものがあるだらうと思っております。それから、システム改修とか帳票類の変更とか、そういったものに伴う概算額、概算であります。そういったものについてはどの程度の費用が発生するのでありましょか。これは、平成のときに一度近年では実績があるわけでありまして、おおよその推定はできるのであらうと思っております。そしてまた、それに伴う費用の負担元について、どんなふうになるのでしょうか。

それから、2つ目でありまして、自治会等で使っている会計ソフトなんかの改修費用が発生すると。既にそれについていろいろ言われておりました。しかもその際、西暦を使うのか、あるいは元号を使うかによって、その改修コスト、要するにかかる費用も違うんだというような話も出ていまして、自治会としては、じゃ、来年度の予算の中でどちらを組めばいいのかというような話も議論が始まっているわけでありまして。

実は、特にこの自治会の関係でいきますと、ウィンドウズXPのサービスが停止になるというときに、新しくパソコンを買い換えなければいけないというようなことが発生しました。これは従来からそうであります。町の一つの指導としては、コミュニティ関係の事務の効率化と、あるいは省力化、そしてそれを機械化することによってペーパーレスもできると。

特に役員が毎年変わるという中では、どなたが役員になっても継続したコミュニティの処理ができる、会計が処理できるというようなことから、パソコンの導入が進められてきたわけですが、それに対して、たまたまこのX Pのサービス停止のときに町からの補助が全くなかったと、できなかったというようなことから、今回はこれどうなるんだろうかというようなことで、既にそんなことを議論している背景がございます。

そういった意味で、本来ならば、やはり自治会といえども元号を使っていくというのが日本の本来のあるべき姿だろうと思いますけれども、西暦にここで思い切って変えてしまえば、未来永劫にこれで変えなくて済むということもあります。そんな意味で、そこで発生するような費用、あるいはそのために元号、どちらを町としては推奨しようとしているのか。その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 新元号施行時のシステム改修等の対応はとのご質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

改元のために要する期間、システム改修、帳票類の変更等に伴う概算額は、その費用の負担元はについてでございますが、庁舎内における電算システムの主要な契約をしている事業者を確認をしたところ、新元号改元に関するシステムの改修については検討を始めているということでありました。改元のためのシステム改修に関する期間については明言されませんでした。改元のため発表後、速やかに改修作業が行われ、新元号施行時にはシステムの入れかえが完了できているものと考えております。

改修に伴う費用やその費用負担についてですが、電算システムの使用契約とあわせて保守管理契約も締結しており、保守契約の範囲内で対応できる予定との説明を受けており、新たな費用負担はないものと認識しております。

自治会で使用されている会計ソフト等の改修費用に対する補助についてのご質問ですが、自治会活動に係る補助につきましては、まちづくり活動補助金交付要綱、またはコミュニティ振興対策事業補助金交付要綱に基づき補助をさせていただいておりますが、ソフトウェアに対する補助については現在規定は設けてございません。自治会で使用されているソフトウェアがどのようなものかわかっていない状況にもございます。

元号と西暦のどちらかを推奨するかとのご質問につきましても、現状を把握できていない中ではお答えする状況にございませんが、自治会の皆さんが使いやすいものを選択すること

が望ましいと考えております。役場の文書も元号表記がほとんどを占めております。まだまだ元号表記のほうになじみやすいのではないかと考えております。

まずは、各自治会のソフトの使用状況や、困っていることがあるかをお聞きする中から、多くの自治会で事務処理に大きな影響があり、多額な費用負担が発生することになった場合には、どのようなご支援ができるか改めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、自治会関係、特にコミュニティというふうに言ったほうがいいと思いますが、それらの関係についてちょっと再質問をさせていただきます。

自治会そのものは、これはあくまでも任意の団体、どちらかという親睦団体というふうなことでありましようが、やはり行政の末端を担っているということには間違いないだろうというふうに思います。

そういった意味で、やはり全庁的に、町がある程度やはりリーダーシップをとって、ある方向に導いていくということは非常に大事なことだろうというふうに思います。それで、全てをがんじがらめに縛るのではなくて、例えば今、今回提起しました会計ソフトみたいな問題についても、やはり使いやすく、どこでやっても間違いないようないいものがあるならば、やはり一つの方向として、こんなものもあるんだよという方向で、だんだんとやはり時間をかけて導いていくというようなことも大事だろうというふうに思います。

そういった意味で、ただいまの答弁の中で、困っていることがあれば取り上げて対応していきたいという、非常に心温まる答弁でございますが、年度も変わって、年が明ければ新しい自治会長もまた出てきますと、そういった中で、やはりちょっと考えていただいて、こんなふうなこともあるよと。これについてできるだけ自治会は足並みそろえていこうじゃないかというような前向きな、そういう方策をぜひ考えていただきたいし、実施していただきたいと思っておりますが、その辺についてどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 今、主にコミュニティの推進については、町役場のほうから導いていただきたいというふうなお話をいただく中で、現在コミュニティ事務所を設置をいただいております7コミュニティにつきましては、事務員を雇っていただいております。事務員と1年に一度、いろいろ問題がないかというふうなお話をさせていただく機会も設けておりますので、そういった際に、今ご提案あったようなことも改めてお伺いをしたいと思

ております。

また、コミュニティの事務所を設置していない自治会、またはコミュニティに限らず自治会個々の事務にも影響が出る部分があるかと思しますので、コミュニティに限らず、自治会も含めていろいろお話を伺っていきたくと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、2番目の質問に移ります。

本人通知制度の進捗についてお尋ねをいたします。

住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求や不正取得といった個人の権利侵害の防止を図ることを目的として、住民票の写しや戸籍謄本を本人の代理人または第三者に交付したときに、その交付した事実を本人に通知するという本人通知制度の制定というのを従来から議会としては求めてまいりました。このことについてはご承知のとおりでございます。

その過程の中で、例えばこの通知制度も、事前登録とか、あるいは被害告知とか委任状とか、いろいろな通知方法があるのでありますが、中間の報告の中では、小布施町では登録を不要として全員を対象としてやっていきたいというような、そういう検討をしているという答弁もございました。

しかしながら、実は全国的に見ても、この本人通知制度というのは、実際には制定しているところというのは非常に少なく、長野県でも現在まだ19市町村しか制定していないというふうに、非常に低調な制度でございます。しかもここ二、三年は、何か実施状況のデータを見ている限りでは、一つも新たには制定していないと。その一番の問題は、やはりなんでそこに問題があるのかというのを、ぜひひとつ我々も一緒になって考えていかなければいけないんだろうというふうに思いますが、それなりきの理由があつてというふうに思いますが、小布施町におけるこの条例制定に向けた取り組みの現在までの進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長（三輪 茂君） 本人通知制度の進捗状況について答弁申し上げます。

本人通知制度につきましては、以前渡辺建次議員より質問があり、先進自治体の取り組みなどを確認しながら検討したいと答弁をしております。また、平成27年7月には議会からも、本人通知制度の導入に向けた取り組みを進められたいという要望書もいただいているところでございます。

本人通知制度につきましては、多くの市町村から国に対して法整備の要望が上げられております。国は、不当な目的による請求の申し出を抑制できる効果が期待できる一方で、正当な理由により取得した第三者が個人情報に配慮すべき旨の意見があるなど、さまざまな議論があるところではあり、現時点では困難であるとの回答であります。したがって、本人通知制度の導入については、要綱を制定するなど、各市町村の判断により実施されております。

本人通知制度は、平成18年、全国で初めて大阪狭山市が導入いたしました。その後、全国の市町村に広がりまして、本年9月1日現在で導入している自治体は全国650の自治体があり、長野県では、今小林議員おっしゃるとおり19の自治体が導入をしております。

本人通知制度につきましては、大きく分けて3つのタイプがあります。1つ目のタイプは事前登録型です。これは、事前に登録した人に限って、第三者の請求に基づいて町が戸籍や住民票を交付した場合に通知する制度で、登録をしていない人には通知はされません。2つ目のタイプは被害告知型です。これは、戸籍や住民票が不正にとられたことがわかった場合、登録のあるなしにかかわらず本人に不正にとられたことを知らせる制度であります。3つ目のタイプは委任状型です。これは、委任状を持参して戸籍や住民票を請求した者については、登録のあるなしにかかわらず委任した本人に通知する制度です。

それぞれのタイプにはメリットとデメリットがあります。事前登録型は、登録手続のため来庁していただき、本人確認をする必要があり、また、既存システムの改修が必要で、改修には多額の費用がかかります。被害告知型は既存のシステムで対応ができ、改修は不要となります。委任状型では、車検の代行など委任状により請求する人が多く、システム改修費や通信事務費がかさむなど、日々の業務が煩雑になります。

これらの点を考慮しますと、被害告知型が当町に一番適した本人通知制度だと考えております。また、近隣、須坂市ですとか中野市、千曲市においても被害告知型を導入しております。

これらを踏まえまして、戸籍や住民票などの不正取得の抑止を図ることを目的に、当町におきましても被害告知型の要綱を制定し、平成30年、来年の4月1日から施行したいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 30年4月1日から施行したいという大変前向きなご答弁でございませ

た。

そこで、一点だけお尋ねしたいと思うんですが、この制度そのものは、本当にある意味では両面があるというふうに今の答弁の中からもわかるわけでありまして、そうはいつでも、個人情報というのは非常に大事なものでありますから、不当に利用されないということも大事なことは我々も十分承知しております。

ただ、この件について、今までこうやって時間をかけて庁内で議論されてきたんだろと思いますが、その中で、やはり一番ネックになったところはどんなことだったんでしょうか。単純なことであればもっと早目に実行できたわけでありまして、例えば庁内で調整がうんと時間がかかったとか、あるいは、例えば費用対効果というふうなことを考えたときに、行政コストから考えて本当にどれを選べばいいか、いろいろ研究するために時間がかかったとかいろいろあるかと思いますが、最終的に来年の4月に実施するに向けて、一番のネックは一体どんなものがあつたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） やはりネックといたしましては、この事業、例えば事前型にしますと多大な費用がかかるとか、費用対効果の問題がございます。あと、事務の煩雑化等も考慮いたしまして、この被害告知型が一番ベストかなということで取り組む予定でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。
ご苦労さまでした。

延会 午後 2時15分